

協議事項 2

財政計画の作成

上福岡市・大井町法定合併協議会の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの期間とし、別表のとおりとする。

協議事項 2

財政計画

単位:百万円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計
歳入総額	28,689	30,866	30,543	31,506	29,706	26,891	27,145	26,122	27,094	26,334	27,093	283,300
歳出総額	28,689	30,866	30,543	31,506	29,706	26,891	27,145	26,122	27,094	26,334	27,093	283,300
歳入歳出差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

歳入内訳

単位:百万円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計
地方税	12,697	12,607	12,607	12,607	12,607	12,607	12,607	12,607	12,607	12,607	12,607	126,070
通常分	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697	126,970
影響額		-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-900
地方譲与税	361	368	368	368	368	368	368	368	368	368	368	3,680
利子割交付金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	860
配当割交付金	19	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
株式等譲渡所得等交付金	9	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
地方消費税交付金	664	664	664	664	664	664	664	664	664	664	664	6,640
自動車取得税交付金	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	1,680
地方特例交付金	450	505	505	505	505	505	505	505	505	505	505	5,050
地方交付税	2,020	2,372	2,182	2,102	1,958	2,036	2,062	2,298	2,412	2,486	2,573	22,481
通常分		1,817	1,781	1,745	1,710	1,676	1,643	1,610	1,578	1,546	1,515	16,621
交付税上乘せ分		555	381	294	120	120						
合併特例債算入額			20	63	128	240	419	688	834	940	1,058	4,390
交通安全対策特別交付金	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	150
分担金及び負担金	554	554	554	554	554	554	554	554	554	554	554	5,540
使用料・手数料	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	3,720
国庫支出金	2,843	4,141	2,555	3,336	2,372	1,971	1,993	2,007	2,004	2,275	2,241	16,233
通常分	2,843	1,662	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	15,873
合併特例補助金		120	120	120								360
新市事業分		2,359	856	1,637	793	392	414	428	425	696	662	8,662
県支出金	1,063	894	849	849	849	849	849	849	849	849	849	8,535
財産収入	221	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
寄附金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40
繰入金	3,970	3,968	3,204	2,673	2,690	2,577	2,354	2,259	2,172	1,722	1,446	25,065
通常分		2,591	2,591	2,591	2,591	2,489	2,255	2,169	2,079	1,694	1,421	22,471
新市事業分		1,377	613	82	99	88	99	90	93	28	25	2,594
繰越金	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	4,500
諸収入	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	2,100
地方債	2,513	3,421	5,683	6,476	5,767	3,388	3,817	2,639	3,587	2,932	3,914	41,624
通常での地方債	2,513	1,968	2,662	1,803	3,160	1,820	1,880	1,880	1,888	1,670	1,670	20,401
合併特例債		1,453	3,021	4,673	2,607	1,568	1,937	759	1,699	1,262	2,244	21,223
合計	28,689	30,866	30,543	31,506	29,706	26,891	27,145	26,122	27,094	26,334	27,093	283,300

協議事項 2

財政計画

歳出内訳 (性質別)

単位 :百万円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計
人件費	7,035	7,020	7,002	6,856	6,728	6,615	6,493	6,308	6,182	6,003	5,878	65,085
通常分	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	7,035	70,350
影響額		-15	-33	-179	-307	-420	-542	-727	-853	-1,032	-1,157	-5,265
扶助費	3,203	3,235	3,267	3,300	3,333	3,366	3,400	3,434	3,468	3,503	3,538	33,844
公債費	2,067	2,191	2,150	2,111	2,207	2,387	2,587	2,969	3,062	2,976	2,958	25,598
通常の公債費	2,067	2,191	2,121	2,022	2,024	2,044	1,989	1,985	1,870	1,634	1,447	19,327
合併特例債分			29	89	183	343	598	984	1,192	1,342	1,511	6,271
物件費	5,921	5,683	5,683	5,683	5,683	5,683	5,396	5,396	5,396	5,396	5,396	55,395
通常分	5,921	5,743	5,743	5,743	5,743	5,743	5,456	5,456	5,456	5,456	5,456	55,995
影響額		-60	-60	-60	-60	-60	-60	-60	-60	-60	-60	-600
維持補修費	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	2,200
補助費等	2,623	2,597	2,571	2,546	2,520	2,495	2,470	2,445	2,421	2,397	2,373	24,835
繰出金	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	2,641	26,410
投資・出資・貸付金	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	3,240
積立金	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
普通建設事業費	4,564	6,864	6,594	7,734	5,959	3,069	3,523	2,294	3,289	2,783	3,674	45,783
通常分		555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	5,550
新市事業分		5,754	5,658	6,885	5,404	2,514	2,968	1,739	2,734	2,228	3,119	39,003
財政措置影響額		555	381	294								1,230
その他	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	510
合計	28,689	30,866	30,543	31,506	29,706	26,891	27,145	26,122	27,094	26,334	27,093	283,300

合併による財政措置

地方交付税には、合併直後の臨時的経費に係る普通交付税に上乗せされる措置 6億円を、平成 17年度から 21年度まで各年度 1億 2千万円を見込み積算した。また、新たな措置として特別交付税に上乗せされる措置 8億 7千万円を、17年度 4億 3千 5百万円、18年度 2億 6千 1百万円、19年度 1億 7千 4百万円を見込み積算した。

合併市町村補助金 3億 6千万円を、17年度から 19年度まで各年度 1億 2千万円を見込み積算した。

合併特例債の借入れ条件は、3年据え置き、15年償還、年利 2%と見込み積算した。

合併特例債の交付税算入額は、毎年借入れ特例債に対する元利償還金の 70%を算入額と見込み積算した。

歳入・歳出各項目別の推計根拠

〔歳入〕

項 目	推 計 根 拠 内 容
地方税	過去10年間については、経済状況や恒久減税等の影響で税額の伸びはほとんどないが、今後はさらに税収確保が厳しい状況が予想される。しかし、法人税などは下げ止まりしている現状、合併する効果として開発行為等による固定資産税・法人税等の増収、人口の増加による住民税の増加などを考慮して、平成16年度の当初予算額で一定とし、そこに、都市計画税の影響額を見込む。
地方譲与税	所得譲与税は、平成16年度の交付基準額(367,573)で一定。
利子割交付金	平成16年度の当初予算額(86,000)で一定。
配当割交付金	平成16年度の交付基準額(36,332)で一定。
株式等譲渡所得交付金	平成16年度の交付基準額(20,912)で一定。
地方消費税交付金	平成16年度の当初予算額(664,000)で一定。
自動車取得税交付金	平成16年度の当初予算額(168,000)で一定。
地方特例交付金	平成16年度の交付基準額(504,531)で一定。
地方交付税	平成17年度については、平成16年度の交付基準額のマイナス10%減額(1,817,163)し、平成18年度以降は、平成17年度をベースに毎年マイナス2%で一定。そこに、交付税上乘せ分及び合併特例債の償還にかかる算入額を見込む。(平成5年度から14年度の10年間の実績値の平均は、3,488,037であり、また、臨時財政対策債への振替金額が増え、額は少なくなっている)
交通安全対策特別交付金	平成16年度の当初予算額(15,000)で一定。
分担金及び負担金	平成16年度の当初予算額(554,264)で一定。
使用料・手数料	平成16年度の当初予算額(371,895)で一定。
国庫支出金	平成17年度については、平成16年度の当初予算額から、普通建設充当分を差し引いた額にマイナス5%減額し(1,661,962)、平成18年度以降は、平成17年度の額からマイナス5%した額で一定とし、そこに、合併特例補助金及び新市の事業実施に伴う補助金を見込む。
県支出金	平成17年度については、平成16年度の当初予算額から、普通建設充当分を差し引いた額にマイナス5%減額し(894,236)、平成18年度以降は、平成17年度の額からマイナス5%した額で一定。
財産収入	平成16年度の当初予算額(10,104)で一定。
寄附金	平成16年度の当初予算額(3,806)で一定。
繰入金	平成16年度の当初予算額から、普通建設充当分を差し引いた額(2,590,781)で一定とし、そこに、新市事業にかかる繰入金を見込む。
繰越金	平成16年度の当初予算額(450,000)で一定。
諸収入	平成16年度の当初予算額(209,985)で一定。
地方債	通常ベース分の地方債については、事業実施に係る地方債は見込まず、減税補てん債と臨時財政対策債(1,670,220)をベース分とする。そこに、新市の事業実施にかかる合併特例債及び地方債を見込む。

〔歳出〕

項 目	推 計 根 拠 内 容
人件費	平成16年度の当初予算額(7,035)を基に、平成17年度以降は、一般の職員の削減額、首長始め特別職の削減額、非常勤特別職の削減額などの目標値を見込む。
扶助費	過去10年間の伸び率(8.5%程度)と今後の高齢化率等を考慮し、平成16年度の当初予算額(3,203)を基準に毎年1%の増加額とする。
公債費	平成17年度から26年度のベース分の公債費としては、平成16年度の当初予算で借り入れる予定の地方債までの償還額を実数値で計上し、合併特例債の借り入れに係る償還額及びその他事業実施にかかる地方債の償還額を見込む。
物件費	平成11年度から15年度の平均伸び率は、6%程度であるが、合併効果による物件費の削減効果などを考慮し、平成16年度の当初予算額を基準に、5年間(平成21年度)は3%の減少率を目標とし(5,743)、6年目(平成22年度)からは平成21年度を基準に5%の減少率を目標とする。そこに、合併することによる行財政改革効果として、電算運営、臨時職員、共通事務費の削減額(60)を見込む。
維持補修費	過去10年間の実績値及び予算額や平成16年度の予算額には大きな変動は見られないが、平成15年度地方財政計画に基づく維持補修費の実績が0.8%減額されている点や合併効果を考慮し、平成16年度の当初予算額(220)で一定。
補助費等	過去5年間では、一定の増加傾向などのトレンドが見られないが、合併効果を考慮し、平成16年度の当初予算額(2,623)を基準に、毎年1%の減少率を目標とする。
繰出金	平成16年度の当初予算額(2,641)で一定。
投資・出資・貸付金	平成16年度の当初予算額(324)で一定。
積立金	歳入歳出決算による剰余金を予測することは困難であるが、平成16年度の当初予算額(40)をベースとし、そこに、毎年度の歳入歳出の推計による差額を計上。
普通建設事業費	基本的には、歳入・歳出のベース推計からは、臨時的なハードの要因部分を削除し、毎年度実施している道路修繕等の工事費(555)を計上するものとし、そこに、新市の事業分に係る事業費を見込む。さらに、合併するときの財政措置として、国の補助金と特別交付税の措置があるため、その対象事業費分を見込む。
その他	予備費等が計上されているため、平成16年度の当初予算額(51)で一定。

協議事項 3

協定項目 2

合 併 の 期 日 (案)

協 議 の 経 緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	2 合併の期日		
調整方針 (案)	合併の期日は、平成17年10月1日とする。	課題 問題点	市町村の合併の特例に関する法律による各種財政措置の適用を受けるためには、平成17年3月末日までに、埼玉県知事に対して、廃置分合の申請を行い、平成18年3月末日までに合併することが条件となっている。
法制度等の概要			
<p>1 「市町村の合併の特例に関する法律」では、平成17年3月末日までに合併するか、平成17年3月末日までに、県知事に対して廃置分合の申請を行い、平成18年3月末までに合併しなければ、同法に基づく財政措置等を受けられないことになっている。</p> <p>【主な財政措置】</p> <p>普通交付税の算定の特例（合併算定替え）（法第11条） 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の交付税の合算額を下回らないように算定し、その後の5年間で当該算定による増加額を段階的に縮小する。</p> <p>合併特例債（法第11条の2） 市町村建設計画に基づく事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が後年度に普通交付税で措置される。</p> <p>2 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、総務大臣による官報告示等、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して、合併の期日を定める必要がある。</p> <p>3 住民サービスや合併時及び合併後の各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましい。</p>			

合併の期日を決定するに当たっての留意事項

1 今までに合併した事例地の期日

平成13年1月1日から平成16年11月1日までの間に、全国の109の地域で合併が行われている。その状況を見てみると、表のとおり、年度替わりの4月1日に合併した事例は、26件で全体の約24%となっている。その他の期日では、10月1日、11月1日、3月1日というように、年度途中の各月1日付の合併期日が約85%となっている。

期日	団体数	構成比%
4月 1日	26	23.9
10月 1日	23	21.1
11月 1日	21	19.3
3月 1日	10	9.2
8月 1日	3	2.8
9月 1日	3	2.8
2月 1日	2	1.8
5月 1日	2	1.8
10月12日	2	1.8
11月15日	2	1.8
その他1日付	3	2.8
その他の日付	12	11.0

2 合併期日の設定要因

合併期日を検討するに当たっては、次の項目を中心に検討する必要がある。

住民生活への影響

合併後に住民生活に影響が生じないように、合併が決定（合併関連議案の議決や埼玉県議会の議決等）されてから、十分な準備期間が必要である。

中でも、住民基本台帳や各種税情報の統一など、様々な事務の一元化の基礎となる電算システムの統一に関しては、時間と費用が多く必要となるため、十分な検討期間と準備期間が必要である。

合併までの事務処理

市町村が合併するためには、関係団体の議会の議決、都道府県知事への届出及び県議会での議決、知事の合併決定及び総務大臣への届出、総務大臣が官報に告示という一連の流れを経て初めて効力を発生する。これらの手続に要する期間は、最低でも約3か月は必要とされている。

合併時の事務

年度替わりの4月1日は、自治体職員の事務上は繁忙期であるとともに、転勤や転校など、住民の流れが非常に多い時期である。その上に、合併に伴う新市としての事務、旧市町の事務の整理などが重なるため、住民サービスに影響を与えることが予想される。

さらに、新年度の課税時期と新市として統一された課税情報を出す時期が重なるため、慎重に事務を進める必要がある。

合併時及び新市の予算

合併後の新予算を1年間の本予算として審議するためには、3月に議会の審議が必要となるため、新市の市長選挙や予算編成等を考慮すると、合併日は11月までに設定することが必要となる。

4月1日を合併日とした場合は、当面、新年度は暫定予算、市長選挙後に本予算編成を行い、その後議会審議となるため、半年間は暫定予算の状況となる。

平成11年4月1日以降の合併期日

平成11年 4月 1日	篠山市（兵庫県）
平成13年 1月 1日	新潟市（新潟県）
平成13年 1月21日	西東京市（東京都）
平成13年 4月 1日	潮来市（茨城県）
平成13年 5月 1日	さいたま市（埼玉県）
平成13年11月15日	大船渡市（岩手県）
平成14年 4月 1日	さぬき市（香川県）久米島町（沖縄県）
平成14年11月 1日	つくば市（茨城県）
平成15年 2月 3日	福山市（広島県）
平成15年 3月 1日	南部町（山梨県）廿日市市（広島県）
平成15年 4月 1日	加美町（宮城県）神流町（群馬県）南アルプス市（山梨県） 山県市（岐阜県）静岡市（静岡県）呉市（広島県） 大崎上島町（広島県）東かがわ市（香川県）新居浜市（愛媛県） 宗像市（福岡県）あさぎり町（熊本県）
平成15年 4月21日	周南市（山口県）
平成15年 5月 1日	瑞穂市（岐阜県）
平成15年 6月 6日	野田市（千葉県）
平成15年 7月 7日	新発田市（新潟県）
平成15年 8月20日	田原市（愛知県）
平成15年 9月 1日	千曲市（長野県）
平成15年11月15日	富士河口湖町（山梨県）
平成15年12月 1日	いなべ市（三重県）
平成16年 2月 1日	飛騨市（岐阜県）本巣市（岐阜県）
平成16年 3月 1日	佐渡市（新潟県）かほく市（石川県）あわら市（福井県） 郡上市（岐阜県）下呂市（岐阜県）安芸高田市（広島県） 対馬市（長崎県）壱岐市（長崎県）
平成16年 3月31日	上天草市（熊本県）
平成16年 4月 1日	阿賀野市（新潟県）東御市（長野県）伊豆市（静岡県） 御前崎市（静岡県）京丹後市（京都府）養父市（兵庫県） 三次市（広島県）府中市（広島県）呉市（広島県） 四国中央市（愛媛県）西予市（愛媛県）
平成16年 7月 1日	五戸町（青森県）
平成16年 8月 1日	五島市（長崎県）新上五島町（長崎県）久万高原町（愛媛県）
平成16年 9月 1日	甲斐市（山梨県）琴浦町（鳥取県）
平成16年 9月13日	身延町（山梨県）
平成16年 9月21日	東温市（愛媛県）
平成16年10月 1日	愛南町（愛媛県）甲賀市（滋賀県）吉野川市（徳島県） 葛城市（奈良県）七尾市（石川県）世羅町（広島県） みなべ町（和歌山県）周防大島町（山口県）安来市（島根県） 野洲市（滋賀県）湯梨浜町（鳥取県）志摩市（三重県） 南部町（鳥取県）上島町（愛媛県）江津市（島根県） 美郷町（島根県）邑南町（島根県）隠岐の島町（島根県） 高梁市（岡山県）吉備中央町（岡山県）安芸太田町（広島県） いの町（高知県）湖南市（滋賀県）
平成16年10月 4日	光市（山口県）
平成16年10月12日	笛吹市（山梨県）薩摩川内市（鹿児島県）
平成16年10月16日	常陸大宮市（茨城県）
平成16年10月25日	恵那市（岐阜県）
平成16年11月 1日	魚沼市（新潟県）北杜市（山梨県）美郷町（秋田県） 丹波市（兵庫県）西条市（愛媛県）砺波市（富山県） 南砺市（富山県）美里町（熊本県）日立市（茨城県） 益田市（島根県）雲南市（島根県）瀬戸内市（岡山県） 鹿児島市（鹿児島県）伊賀市（三重県）南魚沼市（新潟県） 会津若松市（福島県）宇部市（山口県）江田島市（広島県） 各務原市（岐阜県）鳥取市（鳥取県）

協議事項 3

協定項目 4

新市の事務所の位置（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	4 新市の事務所の位置		
調整方針 (案)	<p>新市の事務所の位置は、当面、現在の上福岡市役所の位置とする。</p> <p>ただし、現在の上福岡市及び大井町の庁舎については、同格と位置付け、それぞれ、上福岡庁舎、大井庁舎と呼称する。</p> <p>また、上福岡庁舎に管理機能を置くとともに、分野別機能は両庁舎に配置する総合支所方式とし、住民サービスの低下を招かないようにする。</p> <p>なお、上福岡駅西口にある上福岡市役所出張所については、現行のとおり出張所とする。</p>	課題 問題点	<p>新市の中心という観点からは、上福岡市、大井町どちらの庁舎も地理的な差はない。また、駐車場の設備については、収容台数に違いはあるものの、職員の収容数、議場の状況等を勘案する必要がある。</p>
項目	上福岡市	大井町	
庁舎等の施設	上福岡市役所庁舎 上福岡市役所第2庁舎 上福岡市役所第3庁舎	大井町役場庁舎 大井町役場第2庁舎	
	[出張所] 上福岡市役所出張所		

協定項目		4 新市の事務所の位置						
項 目		上福岡市			大井町			
地理的条件	住 所	上福岡市福岡1丁目1番1号			大井町中央1丁目1番1号			
	公共交通	駅からの距離	東武東上線上福岡駅から1.0km			東武東上線ふじみ野駅から1.3km		
		交通機関	西武バス「上福岡市役所前」			東武バス「大井町役場前」		
	主要アクセス道	主要地方道 さいたま・上福岡・所沢線			国道254号線			
近隣公共施設 (距離:m)	コミュニティセンター(隣接) 上福岡公民館(隣接) 勤労者福祉センター(隣接) 上福岡郵便局(100m)			中央公民館(隣接) 総合福祉センター(50m) 図書館(150m)				
本庁舎の施設概要	建物・敷地関係	区 分	本庁舎	第2庁舎	第3庁舎	本庁舎	第2庁舎	
		竣工時期	昭和47年2月	昭和60年3月	平成10年	昭和46年11月	平成11年11月	
		施設規模	鉄筋コンクリート 地上5階建地下1階建	鉄筋コンクリート 地上4階建 地下1階建	鉄筋コンクリート 地上1階建	鉄筋コンクリート 地上3階建地下1階建	鉄骨 3階建	
		延床面積	5,766 m ²	2,557 m ²	206 m ²	3,097 m ²	767 m ²	
		建築面積	843 m ²	486 m ²	206 m ²	1,333 m ²		
		敷地面積 (一体の場合その面積)	5,423 m ² (内借地面積0 m ²)	1,046 m ² (内借地面積 0 m ²)	784 m ²	10,469 m ² (内借地面積 0 m ²)		
		非常用電源設備	200V 75KVA	無	無	200V 50KVA		
		昇降設備	1基 11人乗	1基 11人乗	無	無	1基 11人乗	
		消防設備	屋内消火栓、消火器	ハロゲン消火設備、消火器	消火器	屋内消火栓、消火器	屋内消火栓、消火器	
		身障者用等設備	多目的トイレ(1階)、車椅子対応エレベータ	身障者用トイレ(1階)、身障者用スロープ、点字ブロック、車椅子対応エレベータ	点字ブロック	身障者用スロープ、点字ブロック	身障者用スロープ、点字ブロック	
		一般駐車場 (公用車駐車を除く)	58台			128台		
公用車駐車場	36台			41台				

協定項目		4 新市の事務所の位置		
項目		上福岡市		
名称		市役所出張所		
出張所の施設概要	地理的条件	住所	上福岡市霞ヶ丘1丁目1番1号	
		公共	駅からの距離 駅から10m	
		交通	交通機関 東武東上線上福岡駅	
		主要アクセス道	主要地方道 さいたま・上福岡・所沢線	
		近隣公共施設 (距離:m)	上福岡駅前郵便局(隣接) 霞ヶ丘交番(90m) 西公民館(150m)	
	建物・敷地関係	区分 (複合又は独立)	区分所有	
		竣工時期	昭和57年6月	
		施設規模	鉄筋コンクリート 地上3階建の一部	
		施設全体延床面積	822 m ²	
		内出張所面積	71 m ²	
施設全体建築面積		256 m ²		
敷地面積		443 m ²		
非常用電源設備				
昇降設備				
消防設備	消化器			
身障者用等設備				
一般駐車場				

参考資料

新市の事務所の位置

1 庁舎配置方式の種類

合併した場合の庁舎の配置方式として、大きく分けて、本庁舎方式 分庁舎方式 総合支所方式 の3つの方式が考えられる。

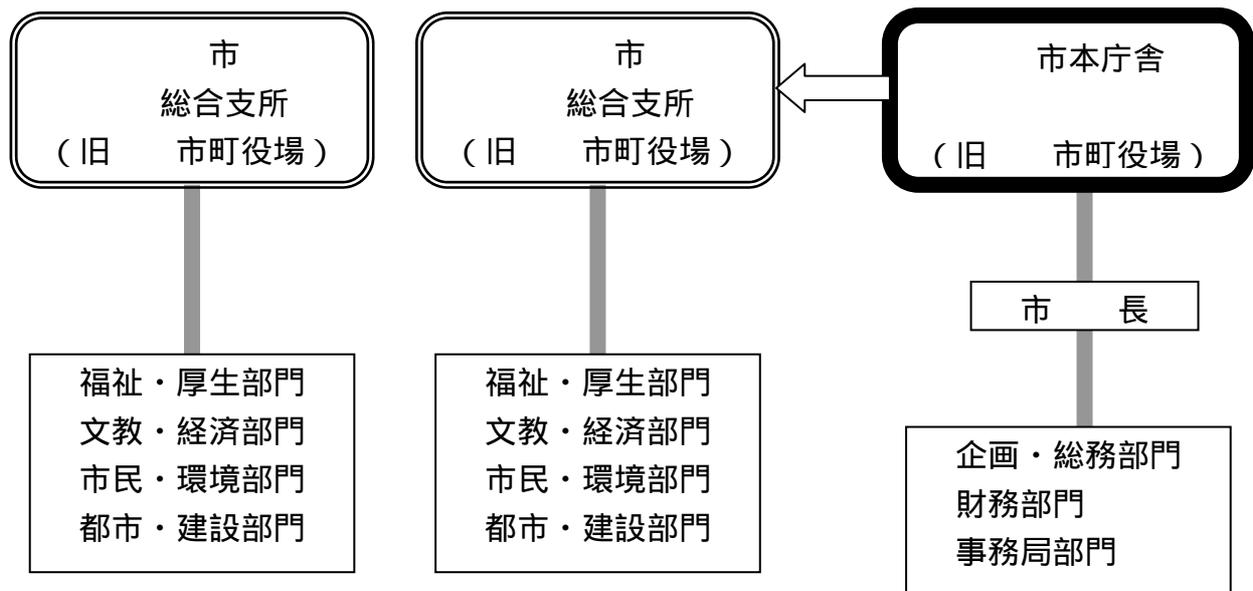
行政効率の観点からは、本庁舎方式が理想であるが、それぞれの方式には、特徴があるため、住民サービスの確保、組織・機構の効率的配分、現庁舎の有効活用、住民の合意形成などの面も考慮し、調整方針案を検討する必要がある。

庁舎機能の概要

項 目	本庁舎方式	分庁舎方式	総合支所方式
概 要	現在ある1市1町の庁舎の組織機構を1か所に集約する方式 本庁舎以外は、支所、出張所とする。	現在ある1市1町の庁舎を「分庁」とし、行政機能を部門ごとに振り分ける方式。 (例) 総務・教育部門 庁舎 福祉・建設部門 庁舎	管理部門等を除き、現在の行政機能をそのまま現庁舎に残す方式。 (例) 管理部門等 庁舎 その他の行政機能 両庁舎
庁 舎	既存施設の利用では、組織・機能・職員の人的配置の面から対応できないので、新庁舎を建設することになり、多額の費用が必要となる。	既存施設を利用するため、増設の必要は少なくなり、費用は改築費用程度となる。	現在とほぼ同様の行政機能を両庁舎に持たせるため、増築や改修にかかる費用は少なくなる。
住民サービス	本庁舎に行けば、すべての行政サービスが受けられる。 本庁舎周辺以外の住民にとっては、多少なりとも不便が残る。	各業務が分散されるため、住民が不便を感じる場合が多い。 決まったサービスを受ける場合でも、現在よりも庁舎が遠くなることもある。	現状に最も近い形態のため、管理部門以外のサービスはすべて同様に受けられる。
事務効率	事務の効率化が、人的な面・物的な面、両面から図られる。	組織運営上は、庁舎間の行き来が必要となるため、非効率が生じる。 部門間の縦割りの弊害が懸念される。	2つの庁舎に今までと同様な機能を持たせるため、人的な面、物的な面とも効率化を図ることが難しい。

2 1市1町の場合の庁舎方式

1市1町の場合は、任意合併協議会の事務事業のすり合わせの内容、住民サービスの低下を防ぐ点などから、総合支所方式が有効な方式と考えられるため、総合支所方式における行政機能分担事例を検討する。



参考：地方自治法の抜粋

【支庁・地方事務所・支所等の設置】

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

(実例・注釈)

2 支所は市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌する事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

3 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により、従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

協議事項 3

協定項目 5

議員の定数及び任期の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第3回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	議員の定数及び任期の取扱い		
調整方針 (案)	1市1町の議会の議員で被選挙権を有する者は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任する。	課 題 問題点	<p>在任特例を適用した場合は、合併（廃置分合）の議決をした議員が、引き続き合併後も在任することとなるので、新市建設計画の円滑な実施など、新市のまちづくりに責任を持って参画できる。</p> <p>定数特例、在任特例とも、議員を収容する議場等が必要となる。</p> <p>特例を活用しない場合は、在任特例や定数特例に比べ、人件費が少なく済み、行財政改革効果が最大限期待できるものの、合併直後に、首長、議会議員が改選されることにより、行政の継続性が失われる可能性がある。</p> <p>在任特例を活用した場合は、在任期間中に新しい議員定数を議論できる。</p>

調整項目		議員の定数及び任期の取扱い		
現況		上福岡市	大井町	
議員定数	法定数	30人	26人	新市になった場合の法定数は34人
	条例定数	24人	21人	
	現員数	24人	20人	
任期		平成19年4月30日	平成19年4月30日	
報酬月額	議長	420,100円	321,000円	
	副議長	366,600円	270,000円	
	議員	338,800円	252,000円	
	委員長	352,200円	259,000円	
	副委員長	346,000円		
常任委員会	総務	8人	総務文教	7人
	福祉・教育	8人	福祉厚生	7人
	環境・都市	8人	環境経済	7人
議会運営委員会構成人数	8人			6人
特別委員会			議会史編さん準備	10人
			合併調査	8人

参考資料

議会議員の定数及び任期の変化

合併期日（想定）	平成17年10月1日	
関係市町村	上福岡市	大井町
人口（9月1日）	54,741人	47,990人
合計人口	102,731人	
議員数（現員数）	24人	20人
合併前議員任期	H15.5.1 ~ H19.4.30	H15.5.1 ~ H19.4.30
合併までの 在職期間A	2年5月	2年5月
特例区分	市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定による 「在任特例」	
新議員数	44人 ただし、在任期間終了後の地方自治法上の定数は34人	
特例期間	平成19年4月30日まで（1年7月）	
合算在職期間	4年（通常の任期と同期間）	4年（通常の任期と同期間）

参考資料

議会議員の定数・在任特例の概要

1 合併特例法の内容

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

第2項～第7項 (編入合併の場合なので省略)

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

(ただし書き以降編入合併の場合なので省略)

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 (編入合併の場合なので省略)

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 (編入合併の場合なので省略)

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

(2) 議員の在任の特例

新設合併の場合は、合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者について、最長で2年以内の間、合併関係市町村の協議により、引き続き市町村の議会の議員として在任することが認められている。

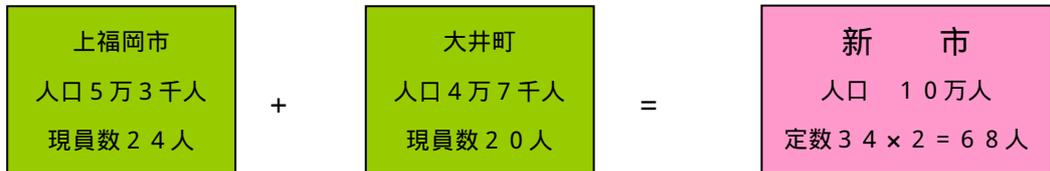
在任特例 旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市長村の議員でいることができる。



特例の1市1町での適用例

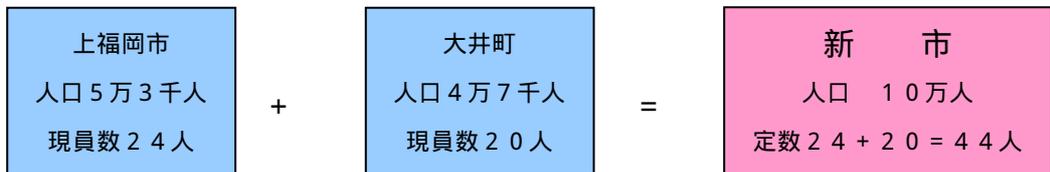
定数特例

合併後最初に行われる選挙により選出される議員の任期相当期間（通常4年間）に限る。



在任特例

合併後2年以内の期間に限る。



協議事項 3

協定項目 6

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第3回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
調整方針	<p>農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>		<p>原則による農業委員会委員の選挙（合併の日から50日以内）を行う場合は、委員会の設置及び執行体制の整うまでの間、委員会の所掌事務である農地法等関係法令の事務が滞ることとなる。</p>
現況	上福岡市		大井町
定数	<p>定数 16人 選挙委員 10人 選任委員 6人 （議会推薦4人） （農協推薦1人） （共済組合1人）</p>	<p>定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 （議会推薦3人） （農協推薦1人） （共済組合1人）</p>	
任期 （平成16年4月1日現在）	<p>任期 3年 平成14年7月20日～平成17年7月19日まで</p>	<p>任期 3年 平成14年7月20日～平成17年7月19日まで</p>	

参考資料

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

【農業委員会等に関する法律】

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。但し、その区域内に工作の目的に供される土地のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

区域の面積が24,000 m^2 または農地が7,000 m^2 を超えるもの

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

(1市1町の場合は、30人以下)

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

【合併特例法による農業委員会の委員の特例の適用関係】

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数のものに限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができる。(以下略)

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

協議事項 3

協定項目 1 4

組織・機構の取扱い（案）

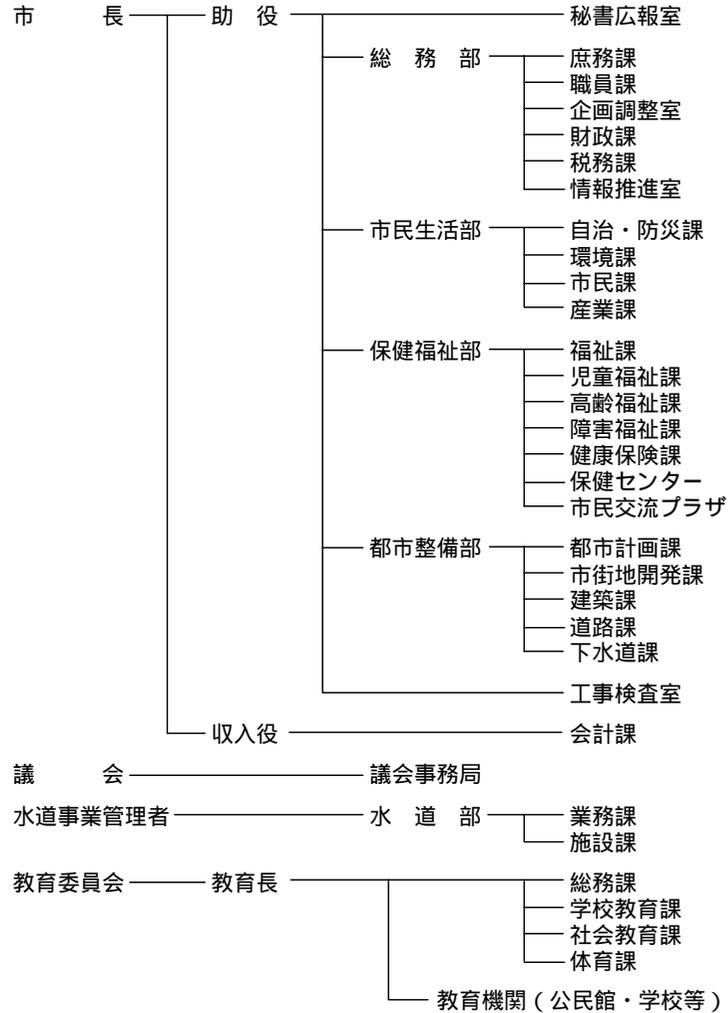
協議の経緯		
提 案	合併協議会第 3 回会議	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
協 議	合併協議会第 3 回会議	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
確 認	合併協議会第 回会議	平成 1 6 年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

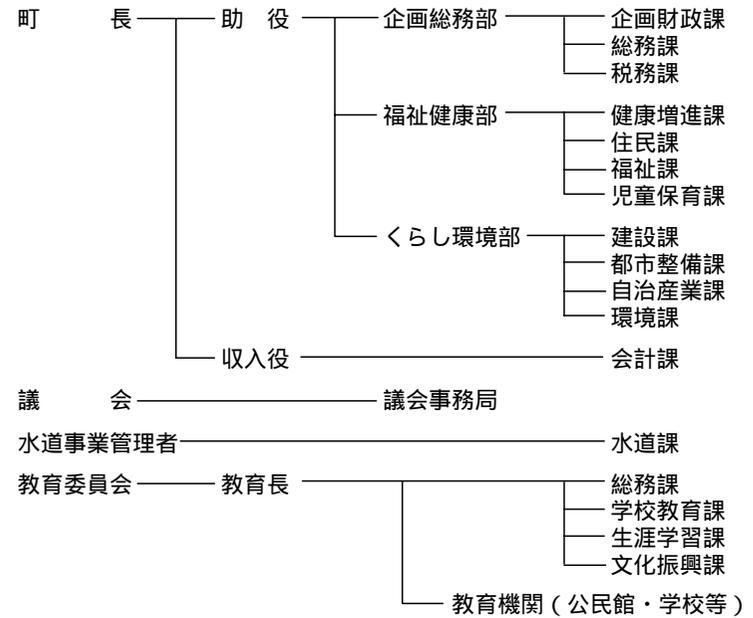
協定項目	1 4 組織・機構の取扱い		
調整方針	<p>新市における組織・機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮することを前提に、次の方針に基づき合併時までには整備するものとする。</p> <p>(1) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>(2) 住民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構</p> <p>(4) 責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(6) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(7) 行政課題に即応できる組織・機構</p> <p>(8) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>(9) 緊急時に即応できる組織・機構</p>	課題 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の事務処理を行う組織・機構は、その準備については合併後の事務執行に支障がないように、そして住民サービスの低下を招かないように配慮しなければならない。 ・現在ある1市1町の庁舎や出張所、行政機関の施設は、有効活用を図る必要がある。 ・住民がわかりやすい組織に努めなければならない。 ・新市の規模に即した、また地方分権に関わる事務移譲に対応した組織・機構とし、他の自治体との組織との間に差が生じないように努める。

上福岡市

大井町



- 選挙管理委員会
- 農業委員会
- 公平委員会
- 監査委員
- 固定資産評価審査委員会



- 選挙管理委員会
- 農業委員会
- 公平委員会
- 監査委員
- 固定資産評価審査委員会

協議事項 3

協定項目 1 6

上下水道事業の取扱い（案）

協 議 の 経 緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		16 上下水道事業の取扱い					
調整方針 (案)		1 水道料金は、上福岡市の例を基に調整する。 2 水道利用加入金は、大井町の例を基に調整する。 3 下水道使用料は、上福岡市の例を基に調整する。 4 受益者負担金は、合併後当分の間現行のとおりとする。合併後、新たに下水道整備区域を拡大する場合は、統一を図る。				課題 問題点	水道料金、水道利用加入金、下水道使用料及び受益者負担金の相違。
現況		上福岡市			大井町		
水道料金	基本料金	用途	口径 (mm) 使用水量 (m ³)	料金 (円)	用途	水 量	料金 (円)
		一般用	13	250	家事用	10 m ³	830
			20	400	家事・営業用	15 m ³	1,415
			25	600			
			30	1,700	会社・事務所その他大口用	100 m ³	15,700
			40	2,400			
			50	5,800	官公署学校用	15 m ³	1,455
			75	9,000			
			100	21,000	公衆浴場営業プール用	100 m ³	8,700
		150	30,000				
浴場用	100 m ³ まで	6,000	臨時用	10 m ³	2,970		
臨時用		1,700	共用	10 m ³	720		

協定項目		16 上下水道事業の取扱い					
現況		上福岡市		大井町			
水道料金	超過(従量)料金	一般用	使用水量	料金(1 m ³ につき)(円)	用途	水量(m ³)	料金(1 m ³ につき)(円)
			10 m ³ まで	70		家事用	11 ~ 25 m ³
		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	90	26 ~ 50 m ³	117		
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで		51 ~ 100 m ³	167		
		一般用	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	125	家事・営業用	101 m ³ 以上	227
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで			105	16 ~ 50 m ³
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	150		51 ~ 100 m ³	167
			50 m ³ を超え 70 m ³ まで			101 ~ 400 m ³	267
		70 m ³ を超えた分	175	会社・事務所その他大口用	401 m ³ 以上	327	
		浴場用	100 m ³ 以上		60	官公署学校用	16 ~ 50 m ³
51 ~ 100 m ³	202						
101 ~ 150 m ³	257						
臨時用	1 m ³ につき240円		公衆浴場営業 プール用	151 m ³ 以上	327		
				101 ~ 400 m ³	187		
				401 m ³ 以上	207		
臨時用			臨時用	1 m ³ につき	397		
				共用	1 m ³ につき	117	

協定項目		16 上下水道事業の取扱い			
現況		上福岡市	大井町		
上水道事業	加入金	メーターの口径	金額 (円) (消費税及び地方消費税を含む)	金額 (円) (消費税及び地方消費税を含む)	
		13mm	100,000	121,800	
		20mm	200,000	226,800	
		25mm	330,000	453,600	
		30mm	650,000	831,600	
		40mm	1,200,000	1,512,000	
		50mm	2,000,000	2,268,000	
		75mm	3,000,000	4,536,000	
		100mm	8,500,000	9,702,000	
		150mm	18,500,000	管理者と加入者の協議	

協定項目		16 上下水道事業の取扱い						
現況		上福岡市			大井町			
下水道事業	下水道使用料		汚水排除量 (m ³)	金額 (円)	汚水排除量 (m ³)	金額 (円)		
		一般汚水	基本料金	10まで	500	20まで	970	
			超過料金 (1m ³) に つき	10 ~ 20	65	21 ~ 50	63	
				20 ~ 30	70	51 ~ 100	72	
				30 ~ 50	75	100 ~ 200	82	
				50 ~ 100	80	200以上	97	
				100 ~ 500	90			
	500以上	105						
		公衆浴場汚水	1 m ³ につき	49	1 m ³ につき	48		
	負担金	受益者負担金区分	負担金の額 (1 m ² 当たり)			負担金の額 (1 m ² 当たり)		
		市街化区域	270円			390円		
		市街化調整区域	740円			1,010円		
	公共下水道普及の状況、生活排水	建設事業開始年月日	昭和51年 2月 2日			昭和51年 3月 17日		
		供用開始年月日	昭和57年10月 2日			昭和58年 4月 1日		
行政区域人口 (人)		54,329 (外国人登録を除く)			46,837 (外国人 372人含まず)			
行政区域面積 (ha)		681			786			
処理区域人口 (人)		53,817			38,898			
処理区域面 (ha)		453.0			424			
普及率 (%)		96.6			82.4			
生活排水処理率 (%)		95.4						
延管長渠		汚水管 (m)	95,717			133,599		
		雨水管 (m)	4,683			17,151		
		年間総処理量 (m ³)	8,630,347			4,956,980		
	計画決定区域面積 (ha)	681			783			
	計画人口 (人)	60,900			55,500			

参考資料

上下水道事業の取扱い

水道料金比較

2 か月分 税込み

単位：円

水 量 (m ³)		2 0	4 0	6 0	8 0	1 0 0
上福岡市	口径 1 3 mm	1,900	3,700	5,800	8,300	10,800
	口径 2 0 mm	2,200	4,000	6,100	8,600	11,100
大井町	家事用	1,743	3,780	6,027	8,484	10,941

下水道使用料比較

2 か月分 税込み

単位：円

汚水排除量 (m ³)	2 0	4 0	6 0	8 0	1 0 0
上福岡市	1,000	2,300	3,700	5,200	6,700
大井町	1,018	2,341	3,759	5,271	6,783

平成 1 5 年度決算一般会計繰入金

単位：千円

上福岡市	大井町
3 8 8 , 9 5 5	2 8 7 , 4 5 5

協議事項 3

協定項目 2 2

国民健康保険事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第 3 回会議	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
協 議	合併協議会第 3 回会議	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
確 認	合併協議会第 回会議	平成 1 6 年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	2 2 国民健康保険事業の取扱い		
調整方針 (案)	国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。 1 賦課方式、税率、限度額については、新市において統一を図る。 ただし、それまでの間は、現行のとおりとする。 2 納期については、合併時まで調整する。 3 高額療養費資金貸付については、上福岡市の例により調整する。 4 人間ドッグ補助、保養施設利用補助については、大井町の例により調整する。 5 運営協議会については、新市において新たに設置する。		課題 問題点 現行のサービス水準を下回らないよう調整することを基本とする。
現況	上福岡市	大井町	
賦課形態	保険税		保険税
賦課方式 税率 (医療保険分)	所得割 7.8% 資産割 33.0% 均等割 12,000円 平等割 12,000円 限度額 50万円	所得割 6.9% 資産割 30.5% 均等割 16,900円 平等割 16,200円 限度額 52万円	
(介護保険分) 40～64歳に 対して	所得割 0.95% 均等割 10,000円 限度額 7万円	所得割 0.70% 均等割 10,000円 限度額 7万円	
直近の改正	H10.4.1		H14.4.1
納期	7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月		4月、6月、8月、10月、12月、2月
給付 (入通院)	3歳未満 2割負担 3歳～70歳未満 3割負担 70歳以上 1割負担 (一定以上所得者は2割) 退職被保険者 3割負担 退職被扶養者 3割負担		3歳未満 2割負担 3歳～70歳未満 3割負担 70歳以上 1割負担 (一定以上所得者は2割) 退職被保険者 3割負担 退職被扶養者 3割負担 国の制度であるため、 現行のとおりとする。

協定項目	2 2 国民健康保険事業の取扱い				
現 況	上福岡市		大井町		
高額療養費 負担限度額	〔70歳未満〕 非課税世帯 35,400円 一般 72,300円 + (総額 - 241,000円) × 1% 上位所得 139,800円 + (総額 - 466,000円) × 1% 〔70歳以上〕 老人保健に準ずる		〔70歳未満〕 非課税世帯 35,400円 一般 72,300円 + (総額 - 241,000円) × 1% 上位所得 139,800円 + (総額 - 466,000円) × 1% 〔70歳以上〕 老人保健に準ずる		国の制度であるため、 現行のとおりとする。
高額療養費 資金貸付	高額療養費支給見込額の90%		高額療養費支給見込額の80%		
出産一時金	30万円		30万円		
葬 祭 費	10万円		10万円		
人間ドック補助			30歳～69歳 8/10補助 30,000円限度		
保養施設利用補助	年2泊限度 中学以上1泊 3,000円 小学生 2,000円補助		年2泊限度 大人1泊 3,000円 13歳未満 1,500円補助		
国保運営協議会	委員 15人		委員 9人		
対象世帯 加入者数	11,601世帯 21,063人 一 般 17,118人 退職本人 2,480人 退職被扶養者 1,465人		7,051世帯 14,960人 一 般 10,452人 退職本人 1,382人 退職被扶養者 901人		
保険税込	H12 約14.7億 H14 約15.4億 H13 約15.3億 H15 約15.6億		H12 約11.5億 H14 約12.6億 H13 約11.7億 H15 約12.8億		
給付費	H12 約24.1億 H14 約23.1億 H13 約25.2億 H15 約27.0億		H12 約18.0億 H14 約17.5億 H13 約18.0億 H15 約20.4億		
一般会計繰出金	715,026千円(H15決算)		598,791千円(H15決算)		

参考資料

関係法令からの抜粋（国民健康保険事業の取扱い）

【合併特例法】

地方税に関する特例（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

【地方税法】

（国民健康保険税）

第703条の4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とする。

18 基礎課税額は、53万円を超えることができない。

27 介護納付金課税額は、7万円を超えることができない。

【国民健康保険法】

（療養の給付）

第36条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

診察

薬剤又は治療材料の支給

処置、手術その他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（療養の給付を受ける場合の一部負担金）

第42条 第36条第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第45条第2項又は第3項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 十分の三

3歳に達する日の属する月以前である場合 十分の二

70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 十分の一

70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。)について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の二

第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

一部負担金を減額すること。

一部負担金の支払を免除すること。

(高額療養費)

第57条の2 保険者は、被保険者の療養(食事療養を除く。次項において同じ。)に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。

(その他の給付)

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。

(保険料)

第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

(保険料の減免等)

第77条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(条例又は規約への委任)

第81条 この章に規定するもののほか、賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。

協議事項 3

協定項目 2 3

介護保険事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	2 3 介護保険事業の取扱い		
調整方針 (案)	介護保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。 賦課方式については、現行のとおり保険料とする。 1号被保険者の保険料については、保険料改定年度(平成18年度)にあわせて統一を図る。 低所得者軽減制度は、実施する方向で合併時まで調整する。 納期は、現行のとおり8期とする。 介護認定審査会については、新たに設置する。 在宅サービス、施設サービス等は現行のとおりとする。 サービス利用料は、現行のとおり1割負担とする。 利用料負担軽減については、合併時まで調整する。		課題 問題点 保険料の基準額に違いがあるため、調整が必要となる。 介護認定審査会の一本化が必要である。
現況	上福岡市		大井町
賦課方式	保険料		保険料
【1号料率】 (65歳以上)	ただし、15年度に1号保険料改定(3年に1度)		
	H16.7月現在		H16.7月現在
第1段階 生活保護世帯等	基準額×0.35 10,500円 該当 179人	基準額×0.5 16,800円 該当 75人	
第2段階 住民税非課税世帯	基準額×0.65 19,500円 該当 3,308人	基準額×0.75 25,200円 該当 1,760人	
第3段階 本人住民税非課税	基準額 30,000円 (月2,500円) 該当 3,497人	基準額 33,600円 (月2,800円) 該当 2,211人	
第4段階 課税で所得 200万未満	基準額×1.35 40,500円 該当 1,681人	基準額×1.25 42,000円 該当 856人	
第5段階 課税で所得 200万以上800万	基準額×1.62 48,600円 該当 1,326人	基準額×1.5 50,400円 該当 980人	
第6段階 課税で所得 800万以上	基準額×1.7 51,000円 該当 162人		

協定項目	2 3 介護保険事業の取扱い	
現況	上福岡市	大井町
保険料 軽減措置	生活困窮者	生活困窮者
納期	7月、8月、9月、10月、11月、12月、 1月、2月	7月、8月、9月、10月、11月、12月、 1月、2月
保険料 収入	H13 約2.4億円 H14 約3.4億円 H15 約3.1億円	H13 約1.3億円 H14 約1.8億円 H15 約1.9億円
給付費	H13 約12.4億円 H14 約13.8億円 H15 約15.7億円	H13 約6.8億円 H14 約7.5億円 H15 約8.2億円
介護保険事業計画 (H15年度末)	要支援 87人 要介護 995人	要支援 53人 要介護 538人
介護認定審査会	20人	15人
利用者 サービス (在宅)	[訪問通所] 訪問介護 3,445件/年 訪問入浴介護 255件/年 訪問看護 768件/年 訪問リハビリ 215件/年 通所介護 2,221件/年 通所リハビリ 646件/年 福祉用具貸与 2,038件/年	[訪問通所] 訪問介護 1,467件/年 訪問入浴介護 63件/年 訪問看護 436件/年 訪問リハビリ 120件/年 通所介護 1,093件/年 通所リハビリ 975件/年 福祉用具貸与 1,141件/年
	[短期入所] 短期入所生活介護 638件/年 短期入所療養介護 132件/年	[短期入所] 短期入所生活介護 499件/年 短期入所療養介護 91件/年
	[単品サービス] 居宅療養管理指導 329件/年 痴呆対応型共同生活介護 42件/年 特定施設入所者生活介護 84件/年	[単品サービス] 居宅療養管理指導 301件/年 痴呆対応型共同生活介護 35件/年 特定施設入所者生活介護 24件/年

協定項目	2 3 介護保険事業の取扱い	
現 況	上福岡市	大井町
施設サービス	介護老人福祉施設 1, 265件/年 介護老人保健施設 686件/年 介護療養型医療施設 632件/年	介護老人福祉施設 707件/年 介護老人保健施設 438件/年 介護療養型医療施設 180件/年
その他のサービス	福祉用具購入費 121件/年 住宅改修費 111件/年 居宅サービス計画費 5,903件/年	福祉用具購入費 77件/年 住宅改修費 40件/年 居宅サービス計画費 425件/年
サービス利用料および利用者負担軽減	原則1割負担 <利用者負担軽減> 平成15年度 1,821人 保険料1,2段階が対象 限度額 ・訪問介護利用者 一般 70%軽減 特別対策対象者(低所得者) 50%軽減 ・その他サービス利用者 老齢福祉年金受給者 50%軽減 非課税世帯 25%軽減 <限度額>(在宅) 一般世帯 37,200円/月 非課税世帯 24,600円/月 生保等 15,000円/月	原則1割負担 <利用者負担軽減> 該当 2人 対象 保険料第1段階者 保険料第2段階の生活困難者 減額率 訪問介護利用者 70%軽減 訪問入浴介護、訪問介護他 50%軽減 <限度額>(在宅) 一般世帯 37,200円/月 非課税世帯 24,600円/月 生保等 15,000円/月

関係法令（介護保険事業の取扱い）

【合併特例法】

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

【介護保険法】

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

5 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与をいい、「居宅サービス事業」とは居宅サービスを行う事業をいう。

20 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生省令で定める事項を定めた計画をいう。

（被保険者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区が行う介護保険の被保険者とする。

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

（介護認定審査会）

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会を置く。

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

（保険料）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなけれ

ばならない。

- 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

(賦課期日)

第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第133条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

附 則

(検討)

第2条 介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金の負担の在り方を含め、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

協議事項 3

協定項目 25

学校教育事業の取扱い（案）

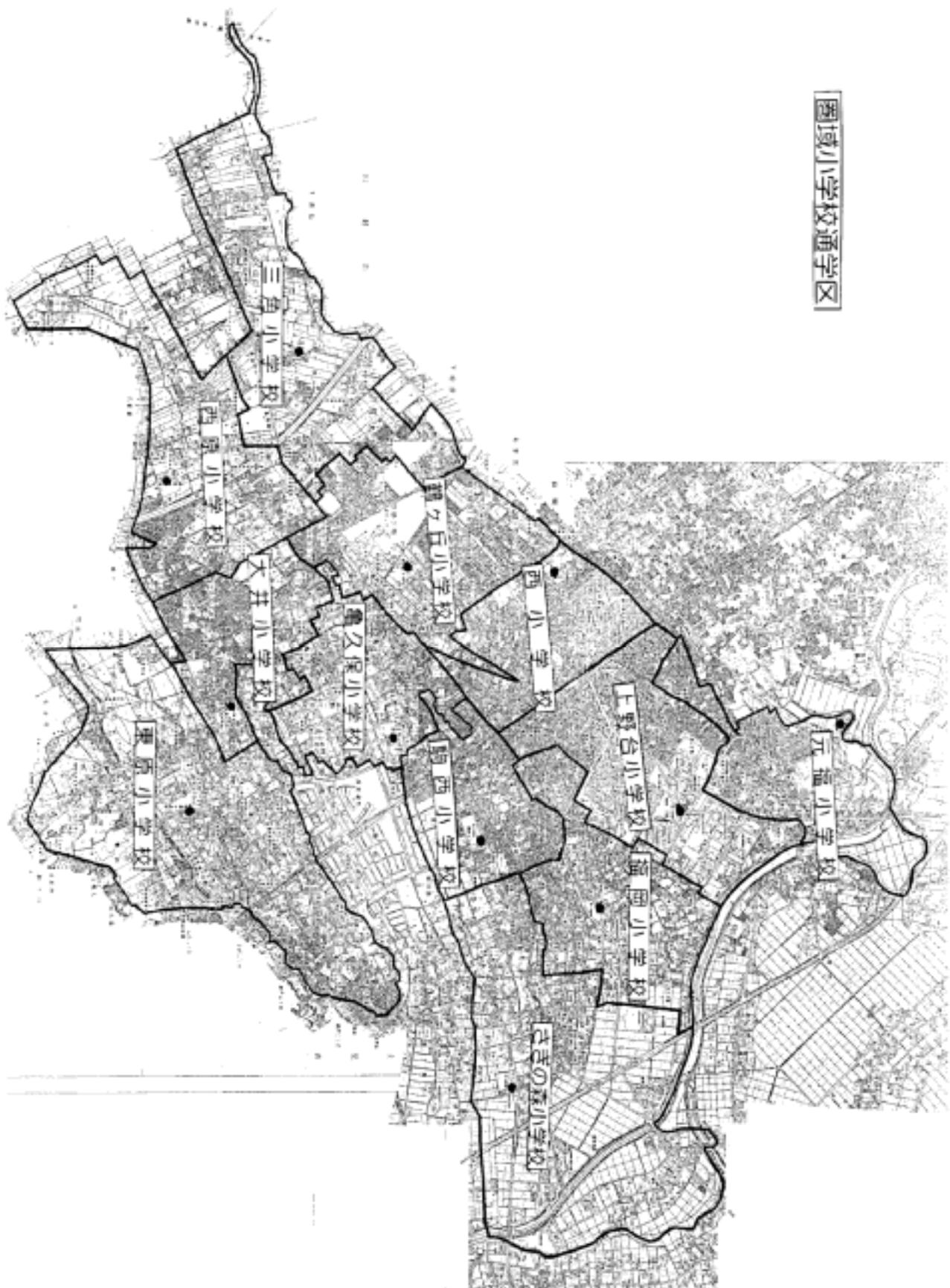
協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

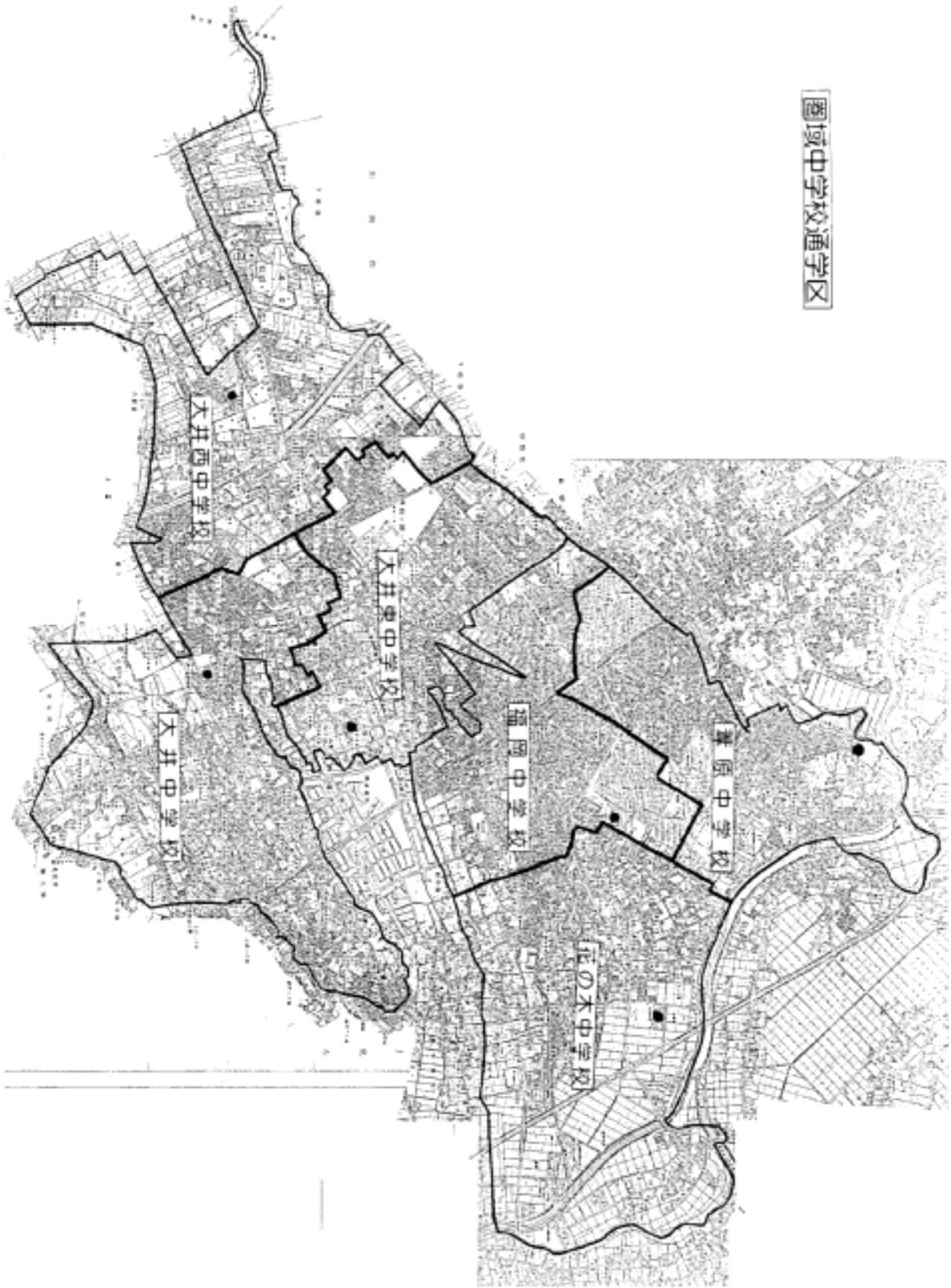
協定項目	2 5 学校教育事業の取扱い		
調整方針 (案)	<p>1 通学区については、当面現行のとおりとするが、市町境の地域については、弾力的運用に努める。また、新市において、学校の適正規模、適正配置と併せて、通学区域の見直しを行う。</p> <p>2 給食センターは新市に引き継ぐものとする。また、学校給食は、会計方法、給食費とも上福岡市の例による。</p> <p>3 私立幼稚園就園奨励費、貸付制度等各種支援制度については、上福岡市の例による。</p>		<p>課題 問題点</p> <p>通学区に関して、学校規模に偏りがみられる。 学校給食については、会計方法、給食費に違いがある。</p>
現況	上福岡市		大井町
小学校 (H16児童数)	<p>1 福岡小学校 654人</p> <p>2 駒西小学校 609人</p> <p>3 上野台小学校 515人</p> <p>4 西小学校 328人</p> <p>5 元福小学校 300人</p> <p>6 さぎの森小学校 251人</p> <p>全児童 2,657人</p>		<p>1 大井小学校 510人</p> <p>2 鶴ヶ丘小学校 603人</p> <p>3 東原小学校 1,191人</p> <p>4 西原小学校 287人</p> <p>5 亀久保小学校 450人</p> <p>6 三角小学校 249人</p> <p>全児童 3,290人</p>
中学校 (H16生徒数)	<p>1 福岡中学校 547人</p> <p>2 葦原中学校 268人</p> <p>3 花の木中学校 337人</p> <p>全生徒 1,152人</p>		<p>1 大井中学校 576人</p> <p>2 大井西中学校 274人</p> <p>3 大井東中学校 385人</p> <p>全生徒 1,235人</p>

協定項目		25 学校教育事業の取扱い					
現況		上福岡市			大井町		
給食	方式	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
	給食数	2,834食	1,241食	4,075食	3,284食	1,233食	4,517食
	運営	共同調理場(センター方式) 調理直営 運搬・ボイラー委託 4,075食			共同調理場(センター方式) 調理直営 運搬委託 4,517食(児童・生徒のみ)		
	給食費/月	公会計 小学校/3,850円 (1食 228円) 中学校/4,500円 (1食 267円)			私会計 小学校/3,900円 (1食 230円) 中学校/4,500円 (1食 266円)		
私立幼稚園就園奨励費補助(国庫補助分)	年56,500円~253,000円			年56,500円~253,000円			
同(市町補助分)	年12,000円 (就園奨励費支給に関わらず)			年11,000円			
高等学校等入学準備金融資制度(入学資金貸付制度)	公立高校20万円、公立大40万円、私立高30万円、私立大50万円(市貸付) 無利子			高校40万円 大学40万円(町の貸付)			
就学援助費支給(要保護児童等)	生活困窮者 実額又は基準額			生活困窮者 1/2補助			

圏域小学校通学区



圏域中学校通学区



参考資料

教育制度の取扱い関係法令（学校教育事業）

学校教育法

第25条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

学校給食法

（学校給食の目標）

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

（経費の負担）

第6条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

協議事項 3

協定項目 25

社会教育事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		25 社会教育事業の取扱い		
調整方針 (案)		<p>社会教育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 生涯学習計画は新たに策定する。</p> <p>2 社会教育施設・社会体育施設は、新市に引き継ぐものとする。ただし、業務については、当面は現行のとおりとする。</p> <p>3 社会教育事業・社会体育事業については、当面は現行を基本に実施するが、新市において、一体感を醸成する視点から計画を作成する。</p> <p>4 指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、文化財審議会及び体育指導委員については、新市において新たに設置する。</p>	課題 問題点	<p>社会教育・社会体育施設の運営や使用料の違い</p> <p>社会教育・社会体育事業の内容の違い</p> <p>文化財の取扱いの問題</p>
現況		上福岡市	大井町	
計画	名称	上福岡市生涯学習基本計画	大井町生涯学習推進計画	
	期間	平成10年度～22年度	平成14年度～23年度	
公民館		<p>上福岡公民館（コミセン併設）</p> <p>西公民館</p> <p>市外利用者割り増し規定</p> <p>西公民館分室</p>	<p>中央公民館</p> <p>有料原則</p> <p>減免規定あり</p> <p>分館 17</p>	
図書館	施設名	上福岡市立市民図書館	大井町立図書館	
	蔵書数（15年度末）	313,572冊	146,533冊	
	利用登録者数（15年度）	48,298人	34,534人	
	備考	分室	郷土資料館併設	

協定項目	2 5 教育制度の取扱い（社会教育事業）		
現 況	上福岡市	大井町	
資料館	歴史民俗資料館 福岡河岸記念館	郷土資料館	
社会体育施設 （別紙 使用料規定参照）	駒林体育館 上野台体育館 運動公園（弓道場） 2市2町は基本料金、圏域外増額規定 運動公園プール 葦原中学校照明施設	総合体育館（体育館・武道館） 弓道場 運動公園（野球・サッカー・テニス） （減額・増額規定あり） 1市1町は基本料金 プール 青少年野外活動広場（委託） 大井東中学校照明施設	
主な 社会教育事業	人権・同和教育事業、IT講習会、家庭教育事業、平和教育事業、国際交流事業、成人式、障害者青年学級、女性講座、子育て講座、子ども対象事業、高齢者学級、コンサート、文化祭、公民館まつり、図書館まつり 等	人権・同和教育、IT講習会、ホンダ学園公開講座、町民カレッジ大井、青少年教育、成人式、出前講座、家庭教育事業、文化振興事業、女性講座、子育て講座、ブックフリーマーケット 等	
主な 社会体育事業	市民体育大会、ロードレース大会、人間東部駅伝大会、地域スポーツ大会、各種スポーツ教室 等	体育祭、ロードレース大会、人間東部駅伝大会、トスペースボール、各種スポーツ教室、中学生スポーツ教室 等	
学校開放	小中学校体育館・グラウンド・一部テニスコート 団体登録	小中学校体育館・グラウンド 団体登録 一部夜間照明使用料あり	
文化財	国登録文化財 1（有形） 県指定文化財 1（記念物） 市指定文化財 27（有形文化財20、民俗文化財5、記念物2）	国登録文化財 1（有形） 県指定文化財 1（民族） 町指定文化財 25（有形文化財16、民族文化財5、記念物3）	

協定項目	2 5 教育制度の取扱い（社会教育事業）		
現 況	上福岡市	大井町	
社会教育関係の 審議会等 定数	社会教育委員 (1 5) 公民館運営審議会 (1 5) 図書館協議会 (1 0) 文化財審議委員会 (1 0 以内) 等	社会教育委員 (1 3) 公民館運営審議会 (1 5) 図書館協議会 (1 0) 文化財審議委員会 (5) 等	
社会体育関係の 委員等 (定数)	体育指導委員 (3 0 以内) 等	体育指導委員 (2 0) 等	

参考

関係法令の抜粋（教育制度の取扱い・社会教育事業）

【社会教育法】

（社会教育の定義）

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（図書館及び博物館）

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

（公民館の目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【図書館法】

（入館料等）

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

【文化財保護法】

第95条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

(地方公共団体の事務)

第98条 1項略

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

(地方文化財保護審議会)

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

【スポーツ振興法】

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第7条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

(学校施設の利用)

第13条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

協議事項 3

協定項目 26

保健事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		26 保健事業の取扱い			
調整方針 (案)		<p>保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成については、相違がないので現行のとおりとする。</p> <p>2 成人保健事業、精神保健事業、母子保健事業及び予防接種については、1市1町で概ね共通しているので、継続して実施することとする。</p> <p>3 保健施設は、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、整備・運営計画を策定する。</p> <p>4 休日急患診療及び在宅当番医制については、受託団体と調整の上、現行の内容を基本に新市に引き継ぐ。</p>		課題 問題点	<p>1市1町とも条例改正により、乳幼児医療の対象年齢が同一となった。</p> <p>各種保健事業や予防接種の内容については、ほとんど違いが見受けられない。</p>
現況		上福岡市		大井町	
乳幼児医療費助成	対象者	<p>[入院] - 小学校就学時期に達するまでの乳幼児</p> <p>[通院] - 小学校就学時期に達するまでの乳幼児</p>	<p>[入院] - 小学校就学時期に達するまでの乳幼児</p> <p>[通院] - 小学校就学時期に達するまでの乳幼児</p>		
	事業費の負担割合	県 1 / 2 市 1 / 2	県 1 / 2 町 1 / 2		
	助成状況 平成15年度	<p>対象 3,156人</p> <p>件数 55,170件</p> <p>助成額 107,196千円</p>	<p>対象 3,380人</p> <p>件数 39,258件</p> <p>助成額 82,125千円</p>		
ひとり親家庭等医療費助成	対象者	母子・父子家庭の親、養育者家庭の養育者とその児童(児童18歳まで)	母子・父子家庭の親、養育者家庭の養育者とその児童(児童18歳まで)		
	事業費の負担割合	県 1 / 2 市 1 / 2	県 1 / 2 町 1 / 2		
	助成状況 平成15年度	<p>対象 569人</p> <p>件数 5,702件</p> <p>助成額 14,784千円</p>	<p>対象 442人</p> <p>件数 3,881件</p> <p>助成額 9,620千円</p>		

調整項目		26 保健事業の取扱い	
現況		上福岡市	大井町
成人保健事業	成人検診	基本健康診査（市負担・40歳～個別） 大腸がん検診（市負担・40歳～個別） 肺がん検診（市負担・40歳～個別） 胃がん検診（市負担、40歳～集団） 子宮がん検診（市負担、30歳～個別） 乳がん検診（市負担、30歳～個別） 結核検診（市負担、15歳～集団） 骨密度検診（市負担、18歳～集団） 成人歯科検診（市負担、30歳～及び 妊婦・集団）	基本健康診査（町負担・40歳～個別） 大腸がん検診（町負担・40歳～個別） 肺がん検診（町負担・40歳～個別） 胃がん検診（町負担、40歳～集団） 子宮ガン検診（町負担、30歳～個別） 乳がん検診（町負担、30歳～個別） 結核検診（町負担、15歳～集団） 骨密度検診（町負担、18歳～集団） 成人歯科検診（町負担、40歳～町内個別）
	健康増進事業・介護予防事業	健康づくりセミナー、健康相談、訪問指導、機能訓練（40歳～）、ウォーキング、運動指導室、健康づくりプール運営事業、地域健康教育、保健推進員、地区別懇談会等	各種健康セミナー、健康相談、訪問指導、機能訓練（40歳～）、ヘルシーウォーキング、検診等説明会、健康づくり推進懇談会等
精神保健事業		家族教室 相談事業 心の健康講座 等	家族教室 個別相談 等
母子保健事業	乳幼児健康診査	4か月、10か月、1歳6か月、3歳	4か月、10か月、1歳6か月、3歳
	各種相談、教室等	育児相談、幼児相談、育児学級、妊婦健康診査、新生児訪問、虫歯予防教室	育児相談、育児学級、妊婦健康診査、訪問指導、出産準備セミナー、離乳食講座、妊産婦・新生児母乳相談、発育相談

協定項目	2 6 保健事業の取扱い		
現 況	上福岡市	大井町	
予防接種 (市町負担)	ポリオ、ツベルクリンBCG(集団) 三種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風) 二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎(個別) 高齡者インフルエンザ(個別)	ポリオ、ツベルクリンBCG(集団) 三種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)、 二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎(個別)、 高齡者インフルエンザ(個別)、学校集団 予防接種	
保健施設	保健センター	保健センター	
休日急患診療等 (東入間医師会)	休日診療所(9~16時、20~23時 上福岡市駒林) 第二休日診療所(9~16時 富士見市鶴馬) 15年度診療実績 3,184人(内圏域外314人) 69日 在宅当番医制(休日の妊産婦急患)		

参考

関連法令（保健事業の取扱い）

【老人保健法】＜成人保健関連＞

（保健事業の種類）

第12条 保健事業の種類は、次のとおりとする。

1. 健康手帳の交付
2. 健康教育
3. 健康相談
4. 健康診査
5. 医療
6. 機能訓練
7. 訪問指導

（医療等以外の保健事業の実施）

第20条 市町村は、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給以外の保健事業を行う。

第22条 医療等以外の保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保険サービスを受けた場合又は受けることができる場合は、行わないものとする。

【母子保健法】

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（知識の普及）

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

（保健指導）

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（新生児の訪問指導）

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であって、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児

満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第17条 第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

(費用の支弁)

第21条 市町村が行う第12条の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を演じなければならない。

(正しい知識の普及)

第46条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

4 市町村は、第1項及び第2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

【予防接種法】

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

第2条

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(1類疾病)は、次に掲げるものとする。

ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 麻しん 風しん 日本脳炎
破傷風

前各号に掲げる疾病のほか、(略)必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第3条 市町村長は、1類疾病及び2類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

【地域保健法】

第3条 市町村は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

第18条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

協議事項 3

協定項目 27

障害者福祉事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	27 障害者福祉事業の取扱い			
調整方針 (案)	<p>障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>障害者福祉計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>重度心身障害者医療費の助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等については、国等の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>在宅重度心身障害者手当については、合併時まで統一する。</p> <p>障害者施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各種障害者支援事業については、現行制度を基本として、合併時まで統一する。</p> <p>障害者の就労支援事業については、新市においても引き続き実施する。</p>		課題 問題点	<p>在宅重度障害者手当及び各種支援事業の内容に違いがあるため、住民サービスの低下を招かないように調整する必要がある。</p> <p>また、国・県等の制度に基づく事業については、現行のとおり推進する。</p>
現況	上福岡市	大井町		
計画	上福岡市障害者長期行動計画 (平成7～16年度)	大井町ノーマライゼーション推進プラン26 (平成11～20年度)		
重度心身障害者 医療費(一部負担金の助成)	身障者手帳1級～3級 療育手帳A、A、B 県1/2 市1/2負担	身障者手帳1級～3級 療育手帳A、A、B 県1/2 町1/2負担		
重度心身障害者 医療費助成状況 H14年度実績	対象 805人 件数 19,528件 助成額 82,478千円	対象 550人 件数 9,867件 助成額 62,671千円		

協定項目	27 障害者種福祉事業の取扱い		
現況	上福岡市	大井町	
在宅重度心身障害者手当	対象 646人 身体1・2級 6,000円 療育A・A 6,000円 身体3・4級 4,000円 療育B 4,000円	対象 394人 身体1・2級 5,000円 療育A・A 5,000円	
特別障害者手当 (20歳以上)	対象 22人 26,520円/月	対象 22人 26,520円/月	
障害児福祉手当 (20歳未満)	対象 10人 14,430円/月	対象 10人 14,430円/月	
経過的福祉手当	対象 4人 14,430円/月	対象 2人 14,430円/月	
障害者施設	心身障害者地域デイケア施設「かみふくおか作業所」(全面委託) ふれあい上福岡地域支援センター(全面委託)	〔町の施設〕 総合福祉センター 心身障害者地域デイケア施設「大井町デイケアセンター」、大井町身体障害者サービスセンター 〔法人施設〕 知的障害者通所授産施設「おおい作業所」	
就労支援	公共施設内の喫茶店設置、入間東部障害者就職相談会(2市2町共催)、障害者雇用支援センターへの運営費補助 職員採用	公共施設内の喫茶店設置、入間東部障害者就職相談会(2市2町共催) 職員採用	

協定項目	27 障害者種福祉事業の取扱い		
	現 況	上福岡市	大井町
その他支援事業	ホームヘルプサービス		
	身体障害者デイサービス		
	身体障害者短期入所		
	身体障害児者補装具交付事業		
	身体障害者自動車運転免許費助成事業		
	身体障害者自動車改造費補助事業		
	福祉タクシー利用料金助成事業		
	診断書料等の助成		
	重度身体障害者居宅改善整備費補助金		
	心身障害者自動車燃料費助成事業		
	心身障害児等日常生活用具給付等事業		
	身体障害者紙おむつ支給事業		
	更生訓練（医療）費支給		
	就職支度金支給		
	心身障害児通園奨励費		
	電話ファクシミリ料金助成		
	入浴サービス		
	難病患者（特定疾患）見舞金		
	地域福祉バス利用料助成		
	難病患者等短期保護		
生活ホーム事業補助金交付			
生活サポート事業			

参考資料

関係法令（障害者福祉事業の取扱い）

【身体障害者福祉法】

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

（援護の実施者）

第9条 1項及び2項略

- 3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。
- 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

（介護及び施設等）

第18条 市町村は、身体障害者につき、必要に応じ、次の措置を採ることができる。

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜の供与を委託すること。

身体障害者福祉センターその他の厚生労働省令で定める施設における手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者療護施設その他の厚生労働省令で定める施設の短期間入所を必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する身体障害者療護施設等に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者療護施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託すること。

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るた

めの用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

4 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

医療又は保険指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。

公共職業能力開発施設の行う職業訓練又は就職あっせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

身体障害者更生援護施設への入所又はその利用を必要とする者に対しては、当該地方公共団体の設置する当該施設に入所させ、若しくはそれを利用させ、又は国若しくは他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する当該施設にこれらの者の入所を委託すること。

第18条の2 市町村は、前条第4項第3号の規定により身体障害者更生援護施設に入所させ、又は入所を委託した身体障害者に対して、当該施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

(更生医療)

第19条 市町村は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療(以下「更生医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。

第20条 市町村は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

(社会参加を促進する事業の実施)

第21条の4 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の音思疎通を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

【知的障害者福祉法】

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

(福祉の措置)

- 第15条の3 市町村は、必要に応じ、18歳以上の知的障害者であって日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。
- 2 市町村は、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を必要とする18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。
- 4 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

協議事項 3

協定項目 27

高齢者福祉事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	27 高齢者福祉事業の取扱い			
調整方針 (案)	<p>高齢者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>高齢者保健福祉計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>老人福祉施設は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ねたきり老人等手当については、老人介護手当に一本化し、対象は、65歳以上で介護度3以上とする。金額は、合併時までに調整する。</p> <p>老人支援サービスで共通する事業は、現行のまま継続するものとし、差異がある事業は、合併時に統一する。</p> <p>敬老祝金、敬老事業については、合併時までに統一する。</p> <p>老人医療費の助成制度は、両市町で大きな差があるため、調整した上で、合併時までに統一する。</p> <p>高齢者居室整備事業は、上福岡市の例による。</p> <p>生きがいサービス事業については、現行サービスを下回らないように、合併時までに調整する。</p>		課題 問題点	ねたきり老人に係る手当や、一人暮らし老人等への支援サービス、敬老祝金制度等に違いがある。
現況	上福岡市	大井町		
高齢者福祉計画	高齢者保健福祉基本計画 平成15～19年度	新老人保健福祉計画 平成15～19年度		
老人福祉施設	ふれあいプラザ上福岡 老人福祉センター「太陽の家」(全面委託) デイサービスセンター	総合福祉センター内「老人福祉センター」		
一人暮らし老人の状況	1,788人 (高齢者中17.6%)	679人 (高齢者中13.4%)		
寝たきり老人の状況	56人 (高齢者中0.55%)	44人 (高齢者中0.9%)		

協定項目	27 高齢者福祉事業の取扱い	
現況	上福岡市	大井町
ねたきり老人等 手当	-	老人介護手当 月6,000円 (65歳以上、在宅介護者)
	ねたきり老人手当 月6,000円 (60歳以上、施設入所者を除く)	ねたきり老人手当 月5,000円 (65歳以上、施設入所者を除く)
一人暮らし老人 ねたきり老人 その他老人支援 サービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス
	配食サービス	給食サービス
	緊急時連絡システム	緊急時連絡システム
	紙おむつ等給付事業	紙おむつ等給付事業
	寝具洗濯サービス	寝具消毒乾燥車派遣(手当受給者)
	日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業(寝たきり老人含む)
	入浴料助成 見守り活動 訪問理美容サービス 家族介護慰労金支給 寝具洗濯(要介護3以上) 他	バス利用助成 家族介護慰労金支給 他
敬老事業 (敬老祝金)	喜寿77歳 1万円 米寿88歳 3万円 白寿99歳 10万円 最高齢者 10万円 結婚60周年 5万円	古希70歳 5千円 喜寿77歳 5千円 米寿88歳 1万円 白寿99歳 2万円
	(敬老事業)	市で実施

協定項目	27 高齢者福祉事業の取扱い	
現況	上福岡市	大井町
老人医療費	本人又は配偶者の課税標準額が47万円を超える人、生活保護等は除く。	本人又は配偶者の課税標準額が47万円を超える人、生活保護等は除く。
65～67歳 (マル特・市町 単独事業)	条件なし	S11年1月1日～S11年5月31日までに生まれた人。ただし、S11年6月1日～S14年5月31日までに生まれた人については、交付されているマル特医療受給者証の有効期限については、引き続き使用できる。
H14年度実績	<p>1割負担 <自己負担限度額></p> <p>一般/外来のみ 12,000円 入院した場合 40,200円 低所得/外来のみ 8,000円 入院した場合 24,600円</p> <p>対象者 2,198人 件数 49,188件 助成額 122,573千円</p>	<p>1割負担 <自己負担限度額></p> <p>一般/外来のみ 12,000円 入院した場合 40,200円 低所得/外来のみ 8,000円 入院した場合 24,600円</p> <p>対象者 766人 件数 13,748件 助成額 38,710千円</p>
68・69歳	<p>マル老(県の制度) 県1/2 市町1/2負担</p> <p>S9年6月2日～S10年12月31日までに生まれた68歳・69歳の人</p>	
70歳以上	(国の老人保健制度)10/1～75歳以上1割負担、	
高齢者居室整備	同居の為の増改築に200万円限度で貸付	-
生きがいサービス事業	高齢者文化創作活動発表事業、各種高齢者講座、老人クラブ育成等	老人クラブ育成、もくせい大学等

参考資料

関係法令の抜粋（高齢者福祉事業）

【老人福祉法】

（支援体制の整備等）

第10条の3 市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて自立した日常生活を営むために、最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第11条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、65歳以上の者が身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

（老人福祉の増進のための事業）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

【老人保健法】

（保健事業の種類）

第12条 保健事業の種類は、次のとおりとする。

健康手帳の交付

健康教育

健康相談

健康診査

医療（医療費の支給を含む。）

の2 入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）

の3 特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）

の4 老人訪問看護療養費の支給

の5 移送費の支給

の6 高額医療費の支給

機能訓練

訪問指導

前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業

(医療等以外の保健事業の実施)

第20条 市町村は、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給以外の保健事業を行う。

(医療の実施)

第25条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者であって当該市町村の区域内に居住地を有するものに対し、当該各号に該当するに至った日の属する月の翌月から医療を行う。

75歳以上の者

65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該市町村長の認定を受けたもの

(一部負担金)

第28条 第25条第3項の規定により保険医療機関等について医療を受ける者は、医療を受ける際、当該医療につき第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(市町村老人保健計画)

第46条の18 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画(以下「市町村老人保健計画」という。)を定めるものとする。

5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 市町村老人保健計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保健事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

協議事項 3

協定項目 27

児童福祉事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第 3 回会議	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
協 議	合併協議会第 3 回会議	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日
確 認	合併協議会第 回会議	平成 1 6 年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	27 児童福祉事業の取扱い		
調整方針 (案)	<p>児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。 次世代育成行動計画は、新市において新たに策定する。 児童館・児童センター及び障害児デイサービスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当については、国・県の制度であるため、現行のとおりとする。 児童クラブ・学童保育室については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、保育料や対象学年、運営等については、新市において、速やかに調整を図る。 ひとり親家庭就学支度金については、上福岡市の例による。</p>		<p>課題 問題点</p> <p>児童クラブや学童保育の運営方法や実施内容について差があるために、調整が必要である。 ひとり親家庭就学支度金については、単独制度であり、調整が必要となる。</p>
現況	上福岡市	大井町	
児童育成計画 (次世代育成行動計画)	上福岡市児童育成計画(エンゼルプラン) 平成10～19年度 目標年度児童人口 5,074人	大井町エンゼルプラン 平成14～23年度 対象人口 18歳未満のすべての子ども	
児童館 児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センター ・児童館 (中央児童館、第一児童館、第三児童館、第五児童館、第六児童館、第七児童館)		
障害児デイサービス (18歳未満)		風の里学園(民間)	

協定項目	27 児童福祉事業の取扱い		
現況	上福岡市	大井町	
児童手当 /月額 (国制度)	対象 1,765人 1・2子 5,000円 3子~ 10,000円	対象 2,463人 1・2子 5,000円 3子~ 10,000円	
児童扶養手当 (母子家庭等) /月額	41,880円 (一部41,870円~9,880円) 2子 5,000円加算 3子~3,000円ずつ加算	41,880円 (一部41,870円~9,880円) 2子 5,000円加算 3子~3,000円ずつ加算	
特別児童扶養 手当 (障害児1人) /月	1級 50,900円 2級 33,900円	1級 50,900円 2級 33,900円	
学童保育室 学童クラブ	6つの児童館で実施 (定員なし・無料)	児童クラブ(法人及び学童の会に委託) 7か所 大井町学童保育の会(6か所)の保育料 1~3年 月11,000円 4~6年 月 9,500円 2人 18,500円 3人 30%補助	
ひとり親家庭 就学支度金	30,000円 (高校等入学準備)	12,000円 (中学入学準備)	

参考資料

関係法令（児童福祉事業の取扱い）

【児童福祉法】

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を次のように分ける。

乳児

満1歳に満たない者

幼児

満1歳から、小学校就学の始期に達するまでのもの

少年

小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

第6条の2 1項～6項略

7 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

【児童手当法】

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）

ロ 3歳に満たない児童を含む2人以上の児童
以降略

（児童手当の額）

第6条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

児童手当の支給要件に該当する者に係る支給要件児童のすべてが3歳に満たない児童である場合

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該3歳に満たない児童が1人又は2人いる場合

5,000円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額

ロ 当該3歳に満たない児童が3人以上いる場合

1万円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、1万円を控除して得た額

受給資格者に係る支給要件児童のうち3歳以上の児童がいる場合

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該3歳以上の児童が1人いる場合

1万円に当該支給要件児童のうち3歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、5,000円を控除して得た額

ロ 当該3歳以上の児童が2人以上いる場合

1万円に当該支給要件児童のうち3歳に満たない児童の数を乗じて得た額

附 則（抄）

（3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付）

第7条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であって日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

次のイ又はロに掲げる児童（以下「就学前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 3歳以上の児童であって6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ロ 3歳以上義務教育就学前の児童を含む2人以上の児童

父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない就学前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が就学前特例給付支給要件児童であるときに限る。

【児童扶養手当法】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

第4条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育するときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当を支給する。

父母が婚姻を解消した児童

父が死亡した児童

父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

父の生死が明らかでない児童

その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

(手当額)

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、41,100円とする。

2 その監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が2人以上である母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち1人を除いた児童につきそれぞれ3,000円(そのうち1人については、5,000円)を加算した額とする。

【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】

(支給要件)

第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がな
いか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその
障害児を養育するときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶
養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

(手当額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につ
き33,300円(障害の程度が第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当する
障害児にあつては、50,000円)とする。

協議事項 3

協定項目 27

保育事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	27 保育事業の取扱い		
調整方針 (案)	<p>保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。 保育形態は、現行のまま新市に引き継ぐ。 保育料は、国の保育料基準表を参考に、新市において適正な保育料を算出し統一する。 保育料の減免規程は違いがないので、現行のとおりとする。 一時保育及び延長保育は、保育時間や保育料について、新市において通常保育と併せて調整する。 待機児童については、新市において、市立保育園や幼稚園との連携等の検討を行い、改善に努める。 家庭保育室は、当面は現行のとおりとする。</p>		<p>課題 問題点</p> <p>保育料や一時保育・延長保育などの制度に違いがある。 家庭保育室の運営方法や内容に違いがある。</p>
現況	上福岡市		大井町
乳幼児保育状況	就学前 2,948人 0～2歳 1,561人	就学前 3,264人 0～2歳 1,561人	
保育所・保育園 (定員)	上野台保育園 (100人) 西保育園 (90人) 霞ヶ丘保育園 (120人) 新田保育園 (90人) 滝保育園 (90人) <社会福祉法人>認可 たんぼぼ保育園(私立)30人	亀久保保育所 (90人) 亀居保育所 (90人) 鶴ヶ岡保育所 (90人) 大井保育所 (100人) <社会福祉法人>認可 かすが保育園(私立) 風の里学園 (私立)	
保育料	別紙(1～2)による		
保育料減額規定	生活困難等	生活困難等	
一時保育	公立1か所 1,307人 1,500円/日	私立1か所 2,270人	

協定項目	27 保育事業の取扱い					
現況	上福岡市			大井町		
延長保育	12時間未満	4か所		12時間未満	5か所	
	14時間未満	1か所			(内私立1)	
	1時間以内	保育料の10%		13時間未満	私立1か所	
	1時間超	保育料の15%		公立	1,500円/月	
	緊急利用	1日400円			100円/日	
	私立	100円/10分		私立3~4	4,000円/月	
待機児童数	23人			19人		
家庭保育室	0歳児	3か所	5人	4/1現在委託数(町内指定施設)		
	1~2歳児	3か所	26人	0歳児	5か所	6人
				1・2歳児	5か所	11人
低年齢児保育の状況	受入年齢	公立	私立	受入年齢	公立	私立
	生後30ヶ月未満	5か所 166人	1か所 30人	生後30ヶ月未満	4か所 86人	2か所 45人
	生後30ヶ月以上	5か所 363人		生後30ヶ月以上	4か所 41人	2か所 19人

協定項目		27 保育事業の取扱い						
現況		上福岡市			大井町			
1人目のみ		3歳未満児	3歳児	4歳児以上	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	
階層区分								
保育料基準表 (単位：円)	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	
	B	住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	
	C 1	住民税均等割のみ	6,100	4,490	4,490	6,440	4,370	4,370
	C 2	所得割6千円未満	7,310	5,980	5,980	7,050	4,980	4,980
	C 3	所得割6千円以上	8,710	6,800	6,800	8,040	5,970	5,970
	D 1	所得税額3千円未満	10,220	8,060	8,060	8,790	6,720	6,720
	D 2	所得税3千～1.5万	11,820	9,570	9,570	10,340	8,270	8,270
	D 3	所得税1.5万～3万	13,630	11,290	11,160	12,360	10,340	10,340
	D 4	所得税3万～6万	16,410	13,920	13,080	16,730	14,710	14,710
	D 5	所得税6万～9万	19,530	16,240	14,900	22,090	20,070	20,070
	D 6	所得税9万～12万	24,610	18,200	16,670	27,780	24,320	21,170
D 7	所得税12万～15万	29,930	19,730	17,790	34,730	24,320	21,170	
D 8	所得税15万～18万	35,560	21,180	18,960	39,200	24,320	21,170	
D 9	所得税18万～21万	39,460	22,300	19,690	42,910	24,320	21,170	
D 10	所得税21万～24万	42,600	23,420	20,810	46,440	24,320	21,170	

協定項目		27 各種福祉制度関係					
現況		上福岡市			大井町		
保育料基準表 (単位：円)	1人目のみ						
	階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	3歳未満児	3歳児	4歳児以上
	D11	所得税24万～27万	44,640	24,120	21,530		
	D11	所得税24万～30万				48,480	24,320
	D12	所得税27万～30万	45,780	24,950	22,120		
	D12	所得税30万～35万				48,480	24,320
	D13	所得税30万～33万	47,330	25,480	22,260		
	D13	所得税35万以上				51,050	25,610
	D14	所得税33万～36万	47,680	25,730	22,550		
	D15	所得税36万～39万	48,740	26,100	22,930		
	D16	所得税39万～42万	49,370	26,220	23,080		
D17	所得税42万以上	50,960	26,360	23,320			
減免基準		C 1～D 9 1子全額2子半額、 D 10～D 17 2子全額1子半額 3人目以降1/10			2人 C 1～C 5 年少児童を1/2 D 5～D 13 年長児童を1/2 3人 C 1～D 4 次年少児童1/2 最年少児童1/10 D 5～D 13 次年長児童1/2 最年長児童1/10		

参考資料

関係法令（保育事業の取扱い）

【児童福祉法】（抜粋）

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第48条の2 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第56条

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

【新エンゼルプラン（厚生労働省）】（抜粋）

重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画(新エンゼルプラン)

平成12年度を初年度として平成16年度までに重点的に推進する少子化対策の具体的実施計画

(1) 低年齢児の受入れ枠の拡大

(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進

・延長保育の推進 ・休日保育の推進

・乳幼児健康支援一時預かりの推進 ・多機能保育所等の整備

(3) 在宅児も含めた子育て支援の推進

・地域子育て支援センターの整備 ・一時保育の推進 ・放課後児童クラブの推進

協議事項 3

協定項目 27

生活保護事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
協 議	合併協議会第3回会議	平成16年12月20日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	27 生活保護事業の取扱い		
調整方針 (案)	<p>生活保護関連の事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 給付については、法律で定められているので、現行のとおりとする。</p> <p>2 福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討し、調整する。</p> <p>3 生活保護世帯を対象とする市町独自の事業は、従来からの経緯・実情を考慮しつつ、調整する。</p>	課題 問題点	<p>生活保護世帯に対する給付は法で定められており、差異はないが、市町独自の援護措置に違いがある、</p> <p>福祉事務所は、市では設置されているが、町では設置されていない。</p>
現況	上福岡市	大井町	
給付	生活扶助、教育扶助、介護扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助		
保護世帯 H16	計 348 世帯	計 199 世帯	H16.3.1 現在
傷病障害者	130 世帯	80 世帯	
高齢者世帯	159 世帯	59 世帯	
母子世帯	30 世帯	29 世帯	
その他の世帯	29 世帯	31 世帯	
福祉事務所		-	

参考資料

関係法令の抜粋（生活保護事業の取扱い）

【生活保護法】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助
出産扶助	生業扶助	葬祭扶助		

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

～ 略

福祉事務所を設置しない町村の長は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

【社会福祉法】

（設置）

第14条 都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2～5項 略

6 市町村の設定する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているものをつかさどるところとする。

協定項目の協議状況

基本的な協定項目

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
1	合併の方式	合併の方式については、「新設合併」とする。	第1回会議	承認
2	合併の期日	(案)平成17年10月1日とする。	第3回会議	提案予定
3	新市の名称	公募による 名称案未定	第1回会議 第4回会議	手法確認
4	新市の事務所の位置	(案)新市の事務所の位置は、当面、現在の上福岡市役所の位置とする。 ただし、現在の上福岡市及び大井町の庁舎については、同格と位置付け、それぞれ、上福岡庁舎、大井庁舎と呼称する。 また、上福岡庁舎に管理機能を置くとともに、分野別機能は両庁舎に配置する総合支所方式とし、住民サービスの低下を招かないようにする。 なお、上福岡駅西口にある上福岡市役所出張所については、現行のとおり出張所とする。	第3回会議	提案予定

合併特例法に規定されている協定項目

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
5	議員定数及び任期の取扱い	(案)1市1町の議会の議員で被選挙権を有する者は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任する。	第3回会議	提案予定
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	(案)農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	第3回会議	提案予定
7	地方税の取扱い	1市1町で差異のある都市計画税の税率については、0.25%とする。	第2回会議	承認
8	一般職の職員の身分の取扱い	1市1町の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数は新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。 職名等は合併時まで調整し、統一を図る。 職員の給与等は合併時に統一を図る。	第2回会議	承認
9	地域審議会の設置	(案)未定		
10	新市建設計画の作成	(案)提案予定	第3回会議 第4回会議 第5回会議	

その他必要な協定項目

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
11	財産及び公の施設の取扱い	上福岡市及び大井町の所有する財産（土地、建物、債権及び債務）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。	第2回会議	承認
12	特別職の職員の身分の取扱い	新市の市長については、合併から50日以内に選挙を行い、その間は職務執行者を置く。 常勤特別職、非常勤特別職は全員失職し、新市の長が新たに選任する。 法令等に定めのない、給与や報酬、定数等については、1市1町の長が別に協議して定める。	第2回会議	承認
13	条例・規則の取扱い	条例、規則等については、各調整項目の調整方針に基づき統一し、新市における事務事業に支障を来さないよう、整備する。	第2回会議	承認
14	組織及び機構	（案）新市における組織・機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮することを前提に、次の方針に基づき合併時までには整備するものとする。 住民の声を適正に反映することができる組織・機構 住民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構 責任の所在が明確な組織・機構 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 簡素で効率的な組織・機構 行政課題に即応できる組織・機構 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構 緊急時に即応できる組織・機構	第3回会議	提案予定
15	一部事務組合等の取扱い	現在加入している一部事務組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。 広域連合や法定の協議会は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。 1市1町の土地開発公社は合併時に再編する。 施設管理公社は新市に引き継ぐ。	第2回会議	承認
16	使用料、手数料の取扱い	証明等に係る事務手数料は、現行のとおりとする。 各種施設の使用料は、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 道路占用料は上福岡市の例による。	第2回会議	承認
16	上下水道事業の取扱い	（案）水道料金は、上福岡市の例を基に調整する 水道利用加入金は、大井町の例を基に調整する。 下水道使用料は、上福岡市の例を基に調整する。 受益者負担金は、合併後当分の間現行のとおりとする。合併後、新たに下水道整備区域を拡大する場合は、統一を図る。	第3回会議	提案予定

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
17	公共的団体等の取扱い	1市1町に共通する団体は、合併時に統合するよう努める。ただし、統合できない団体は統合するよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目処に統合するよう調整に努める。 独自の団体は現行のとおりとする。	第2回会議	承認
18	補助金、交付金等の取扱い	同一又は同種の補助金は、できるだけ早い機会に統一の方向で検討する。 独自の補助金は、新市に移行後均衡を保つよう調整する。 整理統合できる補助金等は、新市に移行後、統合するよう調整する。	第2回会議	承認
19	行政連絡機構の取扱い	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町会・自治会等住民組織と協議するものとする。	第2回会議	承認
20	町・字名の取扱い	町字名は現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名は、1市1町の長が協議して定める。名称から「大字」を除く。	第2回会議	承認
21	慣行の取扱い	市町章、憲章、花木鳥などの慣行は、新市において検討する。ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものは、新市において継続する。	第2回会議	承認
22	国民健康保険事業の取扱い	(案)国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。 賦課方式、税率、限度額については、新市において統一を図る。ただし、それまでの間は、現行のとおりとする。 納期については、合併時までに調整する。 高額療養費資金貸付については、上福岡市の例により調整する。 人間ドッグ補助、保養施設利用補助については、大井町の例により調整する。 運営協議会については、新市において新たに設置する。	第3回会議	提案予定
23	介護保険事業の取扱い	(案)介護保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。 賦課方式については、現行のとおり保険料とする 1号被保険者の保険料については、保険料改定年度(平成18年度)にあわせて統一を図る。 低所得者軽減制度は、実施する方向で合併時までに調整する。 納期は、現行のとおり8期とする。 介護認定審査会については、新たに設置する。 在宅サービス、施設サービス等は現行のとおりとする。 サービス利用料は、現行のとおり1割負担とする 利用料負担軽減については、合併時までに調整する。	第3回会議	提案予定

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
24	清掃事業の取扱い	<p>分別収集方法や収集回数は、当面現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>ごみ処理・処分手数料は、上福岡市の例により調整する。</p> <p>申請手数料は、大井町の例による。</p>	第2回会議	承認
25	教育制度の取扱い 学校教育事業	<p>(案) 通学区については、当面現行のとおりとするが、市町境の地域については、弾力的運用に努める。また、新市において、学校の適正規模、適正配置と併せて、通学区域の見直しを行う。</p> <p>給食センターは新市に引き継ぐものとする。また、学校給食は、会計方法、給食費とも上福岡市の例による。</p> <p>私立幼稚園就園奨励費、貸付制度等各種支援制度については、上福岡市の例による。</p>	第3回会議	提案予定
	社会教育事業	<p>(案) 社会教育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>生涯学習計画は新たに策定する。</p> <p>社会教育施設・社会体育施設は、新市に引き継ぐものとする。ただし、業務については、当面は現行のとおりとする。</p> <p>社会教育事業・社会体育事業については、当面は現行を基本に実施するが、新市において、一体感を醸成する視点から計画を作成する。</p> <p>指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、文化財審議会及び体育指導委員については、新市において新たに設置する。</p>	第3回会議	提案予定
26	その他各種事務事業の取扱い			
	電算システム事業の取扱い	<p>住民生活に支障を来さぬよう、合併時に統合を図る。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理システムは、新市において調整する。</p>	第2回会議	承認
	広報広聴関係事業の取扱い	<p>広報紙の発行は、現行と同様に月1回とする。</p> <p>その他の広報事業は合併時に統合し、情報の提供に努める。</p> <p>提案制度等の広聴時業は、合併後速やかに充実を図る。</p> <p>相談業務は、現行の業務を実施できるよう調整する。</p>	第2回会議	承認

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
	保健事業関係	<p>(案) 保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成については、相違がないので現行のとおりとする。</p> <p>成人保健事業、精神保健事業、母子保健事業及び予防接種については、1市1町で概ね共通しているので、継続して実施することとする。</p> <p>保健施設は、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、整備・運営計画を策定する。</p> <p>休日急患診療及び在宅当番医制については、受託団体と調整の上、現行の内容を基本に新市に引き継ぐ。</p>	第3回会議	提案予定
27	各種福祉制度関係			
	障害者福祉事業	<p>(案) 障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>障害者福祉計画は、新市において新たに策定する重度心身障害者医療費の助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等については、国等の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>在宅重度心身障害者手当については、合併時までに統一する。</p> <p>障害者施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各種障害者支援事業については、現行制度を基本として、合併時までに統一する。</p> <p>障害者の就労支援事業については、新市においても引き続き実施する。</p>	第3回会議	提案予定
	高齢者福祉事業	<p>(案) 高齢者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>高齢者保健福祉計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>老人保健施設は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ねたきり老人等手当については、老人介護手当に一本化し、対象は、65歳以上で介護度3以上とする。金額は、合併時までに調整する。</p> <p>老人支援サービスで共通する事業は、現行のまま継続するものとし、差異がある事業は、合併時に統一する。</p> <p>敬老祝金、敬老事業については、合併時までに統一する。</p> <p>老人医療費の助成制度は、両市町で大きな差があるため、調整した上で、合併時までに統一する。</p> <p>高齢者居室整備事業は、上福岡市の例による。</p> <p>生きがいサービス事業については、現行サービスを下回らないように、合併時までに調整する。</p>	第3回会議	提案予定

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
	児童福祉事業	<p>(案) 児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>次世代育成行動計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>児童館・児童センター及び障害児デイサービスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当については、国・県の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>児童クラブ・学童保育室については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、保育料や対象学年、運営等については、新市において、速やかに調整を図る。</p> <p>ひとり親家庭就学支度金については、上福岡市の例による。</p>	第3回会議	提案予定
	保育事業	<p>(案) 保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>保育形態は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>保育料は、国の保育料基準表を参考に、新市において適正な保育料を算出し統一する。</p> <p>保育料の減免規程は違いがないので、現行のとおりとする。</p> <p>一時保育及び延長保育は、保育時間や保育料について、新市において通常保育と併せて調整する。</p> <p>待機児童については、新市において、市立保育園や幼稚園との連携等の検討を行い、改善に努める。</p> <p>家庭保育室は、当面は現行のとおりとする。</p>	第3回会議	提案予定
	生活保護事業	<p>(案) 生活保護関連の事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>給付については、法律で定められているので、現行のとおりとする。</p> <p>福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討し、調整する。</p> <p>生活保護世帯を対象とする市町独自の事業は、従来からの経緯・実情を考慮しつつ、調整する。</p>	第3回会議	提案予定

その他 1

新市名称候補選定検討委員会

1 第1回委員会

日 時 平成17年1月5日(水)午前10時から
場 所 大井町役場第2庁舎 3階会議室
議 事 正副委員長の選任
新市名称候補一覧の確認
選定基準の確認
第1次候補の確認
検討委員会候補の確認

2 委 員

委員区分	職(選出市町名)	氏 名
1号委員	上福岡市長	武 藤 博
	大井町長	島 田 行 雄
3号委員	上福岡市議会議長	小 高 時 男
	大井町議会議長	高 野 正 得
4号委員	上福岡市	西 村 幸 久
	大井町	山 口 誠
		小 林 弘 和